

日本醫史學雜誌

第 20 卷 第 2 号

昭和 49 年 4 月 30 日發行

原 著

- 慶長年間の医家肖像二点の考案……………小川 鼎三…(105)
江馬塾における「扶氏經驗遺訓」の需要(上) ……片桐 一男…(117)
江戸時代における西欧遺伝学の受容と紹介……………矢部 一郎…(125)
「唐律令」および「養老律令」における有疾獄囚の
待遇について……………新村 拓…(134)
西説内科撰要について(四) ………………大滝 紀雄…(142)
絵巻物に描かれた日本の医療……………樋口誠太郎…(151)
吉益東洞と賀川玄悦
一鎮帯・産椅の禁をめぐって—(英文) ……大塚 恭男…(198)

寄 書

- ポール・ストラディン医学史博物館長ヘルタ・
ハンセン館長の死を悼んで……………松木 明知…(164)

史 料

- 浅井家文書(一) ………………竹内 孝一…(166)
堀内文書の研究(十) ………………片桐 一男…(174)

例会記事……………(184)

雑……………(185)

通 卷 第 1396 号

日 本 医 史 学 会

東京都文京区本郷2-1-1
順天堂大学医学部医史学研究室内
振替口座・東京15250番
電話(813)3111 内線544

金原出版
創業百年記念事業

醫學の寶玉



①華岡青洲筆二行書 (115×42.5cm)

巧芸版・絹本軸装・桐箱入

緒方富雄先生箱書

頒価 ¥40,000.

(送料他¥500)

わが国医学の宝玉を完全復元



②百鶴図

杉田玄白画幅

(107×54cm)

巧芸版・絹本極彩色軸装・

桐箱入 緒方富雄先生箱書

頒価 ¥300,000.

醫學

杉田玄白立像

好評頒布中!

日展評議員 長谷川義起 作

偉大な玄白と、似る、という二つの構成上の要素を、造形芸術として、調和の世界を彫り上げよう、昇華させようとして繰返し追求して、出来上がったのがこの像である。

ブロンズ立像 (高さ35cm) 桐箱入・長谷川義起先生箱書

頒価三〇〇、〇〇〇円



①「活物窮理」とは生体について研究・探究することである。世界の近代外科の先駆となった華岡青洲は、「活物窮理」を外科医としての生命をかけた信条とした。

②百鶴図は、杉田玄白が六十歳の誕生日に仕上げたもので、繊細華麗に描かれている。製作は技術の粋を尽し独自の手法により復元、仕上げ部分は手描きによる。

売捌所／株式会社金原商店 製作所／財団法人日本医学文化保存会

原著

慶長年間の医家肖像二点の考案

(施薬院全宗と一鷗軒宗虎)

小川鼎三

はじめに

東京の某氏が蔵する安土桃山時代の名医、施薬院全宗と一鷗軒宗虎の肖像画をみる事ができた。いずれも絹地着色のもので法体の坐像であり、画家はだれか不明だが、両画とも同一人の作とおもわれる。それは相当えらい画人であろう。服装や持ち物が互いに少しくちがっているが、それは写真で示す。全宗のほうは額に皺があり、瘦せぎすで、かなり老齢にみえる。宗虎の右後ろに書見台があり、開いた本がその上に乗る。いずれも上方に賛文ないし賛詩がある(図三・四)。全宗の分はわりあい短い文で初めに「全宗法印写像」とあり、終りに「慶長四年十二月十日」とある、その間に次の七言絶句がある(図一・二)。

「第六識似有分別、元不動淨穢何隔、四大毒蛇既離散、九識心王自然楽」

その第二句の元と隔は読み方が正しいか若干の疑問があり、第三句の蛇は蛇の俗字だという。慶長四年十二月十日は全宗の歿年月日で、彼の享年は七十四歳あるいは六十九歳といわれる。歿年月日がここに書かれているのは供養の意味でこの詩(画も?)が書かれたのであろうか。



図1 施薬院全宗の肖像画幅

施薬院全宗のこと

藤浪剛一の『医家先哲肖像集』（昭和十一年）に載る施薬院全宗の図とこの度のものとを比較すると、顔貌はかなりよく似るが、構図は全く別である。

全宗の伝はずでに多くの本に書かれているが、ここでは浅田宗伯の著『皇国名医伝』（嘉永四年序、同五年刻）の分を紹介する（原漢文）。

全宗法師寫像

第六識似有分別

九不動淨穢何障

四大毒死既離散

九識心王自無染

慶長四年

十二月十日

図2 施薬院全宗像の賛詩

「施薬院全宗は近江の人、丹波康頼の後、全宗父子施薬院使たるを以て、因て以て氏となす。全宗初め叡山に入り僧となる。後舎去り、医を曲直瀬正慶初代道三に学ぶ。豊臣太閤に仕えて寵あり、常に左右に侍す。天正中、施薬院使に任じ法印に叙す。孝謙帝の時勅して施薬院を置き良賤の疾苦を濟ふ。後廢する久し。此に至りて太閤奏して之を興す。」それに続いて全宗の子秀隆も秀吉の恩遇をうけて藤原姓を授けられ従四位少将に任ぜられて、聚楽の宴にも列したが、この秀隆は先だつて歿した。そこで全宗は宗伯を養つて嗣としたとある。また信長によつて焼打された比叡山の復興に施薬院全宗が大いに尽力したことはこの伝にないが諸書にみえる。『皇国名医伝』は続いて「宗伯亦た近江の人、三雲資隆の子、幼にして一鷗宗虎（伝は前編に出ず）に育はる。因つて医を学ぶ。全宗乞うて之を子とす。慶長四年継いで施薬院使と

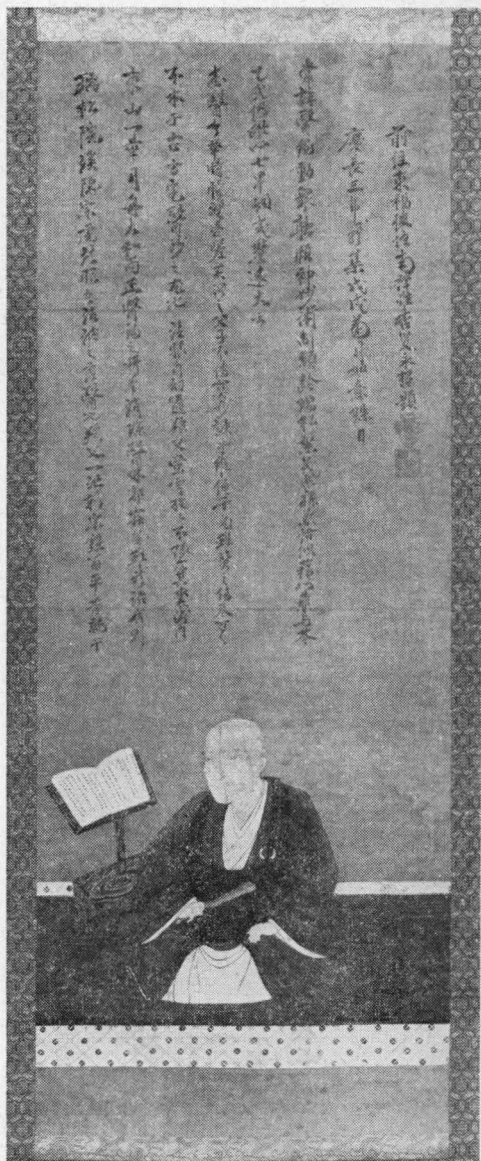


図3 一鷗軒宗虎の肖像画幅

なり法印に叙す。神祖（家康のこと）雅と其術を称す。小山の役召して従ふ。屢々其の劑を服す、公族疾ある毎に治を命ず。手に応じて差ゆ。特に邑を本国（山城か）に賜る。神祖入朝駕して其の家に臨し、衣装を更む。後以て例となすと云う」（カッコ内は小川付記）とある。彼の著書『撮要集』は南条宗鑑の著わしたものを宗伯が増補修正して世に公けにしたという（藤浪剛一『医家先哲肖像集』第六八ページ）。

右により京都の三雲家が施薬院を代々称した所以、また一鷗軒宗虎と三雲家との関係が察知される。

施薬院について

前任東福後任南禪惟杏叟永持顯

慶長三年癸亥戌戌月如意殊日

帝誨醫術動衆轉順神妙術制類齡瑞松繁茂世孫承恰似藉心藥与苓
乙武仍終心七早烟式整遠大云

志醫才華時瞻望喜望矣初之父子不傳有妙訣乎惟後子免雖夢之位及万
不本于古方究醫妙之尤也法眼自如隨類父堂曾授之不墜其業出内
京山一華月每人知尚正醫術之丹者消除醉不郎霜皇雖於治病則
瑞松院溪隱宗虎然服之強納之言醫之類父一記於宗盤首平昔純于

図4 一鷗軒宗虎像の贊文贊詩

右の浅田宗伯の文で施薬院は奈良時代の孝謙帝のとき（七四九—七五七）にできたとあるが、これは用明天皇のとき五八七年に聖徳太子が浪華に四天王寺を建て、施薬院など四院を設けて難民に医療救恤を施したという通説を史実とみなか
ったのであろう。

そこで試みに現代の歴史家がどう考えているかを調べてみた。史料編纂所の弥永貞三氏が「施薬院」の題下で「病者を施療し飢者を養う救済施設、七三〇年（天平二）光明皇后が皇后宮職に属する機関として設けられたのが初見。その後政府の所管に移ったと考えられるが詳細は不明である。八二五年（天長二）にいたり藤原冬嗣の遺志によって施薬院使司以下の職員が任命されたが、この施設は藤原氏一門の救済を目的とするものであって、院使は藤原氏の氏長者が任命することになっていた。それがどれほど活躍したか不明である。のち豊臣秀吉が復興し、また江戸幕府（養生所）や寺院にも同名の施設がおかれ、明治維新までつづいたが形式的なものにすぎなかった」とある（世界大百科、第一七卷、一九七二年）。中野操氏の医事大年表で天長二年の項をみると「十一月施薬院使を置き疾病を救療せしむ」と簡単に載っている。江戸幕府が一七二二年（享保七）以後小石川薬園内に設けていた養生所は明治維新まで続いたが、これは単に形式的なものとはいえない。入院患者数や経費などが年によっては分っており、盛衰はあったが国立の施療病院として百五十年続いたことは明らかである。

一 鷗軒宗虎と南条宗鑑

つぎに一鷗軒宗虎について調べる。まず浅田宗伯の『皇国名医伝』前編（明治六年版）巻之下にある南条宗鑑の伝をみると（原漢文）、「南条宗鑑は伯耆の人、少にして京師に遊び、又丹波に之き、名医如意庵に就て学ぶ。後に越前人一栢に従ひ、疑義を質し、撮要集若干巻を著す。術遂に世に顕はる。子無し、従子宗虎を養いて嗣となす。宗虎又一鷗と称す。亦た医を善す。豊臣氏辟して医官となす。朝に請ひて法眼に叙す」とある。

富士川游は『日本医学史』（第二三四—五ページ）において「宗鑑が如意庵、一栢等に從ひて医を修めたりと言ふは、その孫宗伯（後の施薬院宗伯か、小川）のことを誤まり伝へたるなり」と浅田宗伯の宗鑑伝に疑問を投じている。

藤井尚久の『本邦（明治前）著名医略伝』（昭和三十二年）で南条宗鑑は「伯耆の人、一鷗軒と称す。少壯にして京師に遊び、又遍ねく諸家を歴訪し疑義を質して治療精妙の名を得たり。「撮要集」「短要方」「撰集婦人方」等を著わす。殊に「婦人方」は我国婦人科専門書の嚆矢とす……嗣宗虎（一鷗と号す）亦名あり」とある。

富士川游が宗鑑伝で述べた疑問の一部をここで考慮すると、「越前人一栢」は一乗谷の谷野一栢にちがいない。一栢が朝倉氏に招かれて一乗谷の城下に来たのは天文元年（一五三二）というので、「宗鑑の孫宗伯」が後の施薬院宗伯とすると、この宗伯は寛文三年（一六六三）八十八歳で歿というので、生れは一五七六年ごろと推測され、この宗伯が一栢から直接に学んだ可能性は少ないとおもう。

宗虎肖像の贊文贊詩について

一鷗軒宗虎の肖像画の上方にある文と詩（図四）は左がわから始まる縦書きのすこぶる達筆で、私には読解し難い所が多いが、右端の二行は「慶長三年菟集戊戌菊月如意珠日」と「前住東福後住南禅惟杏叟永哲題（その下に捺印二つ）」とあるので、禅僧の永哲が慶長三年（一五九八）九月に書いたことがわかる。贊文は

「瑞松院溪隱宗虎法眼者洛納之良医也、養父一鷗軒宗鑑翁、平昔就于東山一華月舟大和尚、正医編之舛、若靖除医林郭霧一矣、雖然治病則不本于古方、寔医師之尤也、法眼自幼随養父螢雪孜孜、不墮箕裘、海内志医者、举時瞻望咨嗟矣、謂之父子不伝真妙訣乎、縦僧千兌雖贊之、何尽三万之乙哉、仍綴四七卑詞一式釐遠大云」とあり、そのあと贊詩は

「常諱医編動衆聽、頤神妙術制頽齡、瑞松繁茂幾孫葉、恰似蘇門慈烏苓」とある。終りの五字は意味がよく掴めない

が、蘇門は中国の名山、慈烏はカラスで孝行を意味し、苓は菓草のアマガ（甘草）を指すと辞書にある。一鷗軒南条宗虎の医業を讃える文と詩であり、宗虎の養父南条宗鑑が東山（洛東山建仁禪寺）の一華月舟大和尚に医書を学んだということが注目される。

建仁寺の月舟について

『本朝高僧伝』によると月舟は建仁寺の禪僧で、寿桂といい、字が月舟、別号は幻雲、近江の人である。正中首座の法を嗣いだ。正中は古先元の法嗣であり、古先は元に入って中峰和尚の法を承けた。寿桂は初め越の弘祥、善応の二寺に住し、永正中に京都建仁寺に移る。一住二十五年、晩年一華庵に退居し、天文二年十二月八日寂す、寿欠く。著作語録並に幻雲集あり」という。建仁寺の一華庵はいまの両足院であると谷沢尚一氏に教えられた。

宗虎像の賛文により建仁寺の僧月舟の存在が医学史上に浮びるのである。堺の阿佐井野宗瑞が日本最初の医書出版として明の熊均の『医書大全』の複製を遂げたとき、月舟大和尚は大永八年（一五二八）戊子七月付で跋文を書いている。

月舟は朝倉氏と深い関係にあったので、谷野一栢が一乗谷で朝倉孝景の支援で成しとげた『八十一難経』の出版（日本で二番目に古い医書刊行）にも月舟の影響が多少ともあったかと推測される。しかしこの難経出版は天文五年（一五三六）であり、月舟はその三年前に歿していた。

月舟の著作「幻雲稿」、「幻雲詩稿」、「月舟和尚語録」、「幻雲文集」は『続群書類従』の第三四二巻に載っている。偉い学者であったことがわかる。その中で医事に関係するものは少ないが、「幻雲文集」の「賛雪岑老人所藏神農像」は「医者意也、以此心伝此心、乃医之秘訣也、故不参心宗、則医術不可得而伝焉。雪岑安公老人、仏心宗也、就大医院上池定国公、而学剂和法、定国亦是心宗徒也、授受之密可知焉耳、……」とあり、仏心と医心の合一を説いている如くである。また同じ文集には阿佐井野宗瑞の復刻『医書大全』に月舟の書いた跋も載っている。

東福寺の永哲について

さて、宗虎像に賛を書いた永哲は東福寺第二二八世で、慶長十八年六月十二日寂といわれる。彼は秀吉の側近に仕えて文書のことを掌った禅僧の一人であり、文禄の役に際してはまず名護屋の本営にあり、秀吉の命により朝鮮に渡った。宿蘆稿と題する記録が『続群書類従』の第三五六巻として収められている。これは従軍して半島の諸地をまわった宿蘆俊岳英衲という一禅僧の詩文集であるが、その終りに文禄三年甲午春辰の日付で前住東福後住南禅惟杏叟永哲が短い文章を書いている。その中で永哲が「太閤の命に應じて海を超え、……釜山浦に留滞すること数月」であったことがわかる。また『日本時代史』（早稲田大学出版部）の第八巻第四一一ページに秀吉が朝鮮役のため九州にゆくとき東福寺の僧永哲らを伴なつたとある。

『太閤史料集』（昭和四〇年、人物往来社発行）の第一九九―二〇五ページに秀吉入唐人数の次第が載り、その十三番御くすし衆として施薬院（全宗）、竹田法印（定加）、廬庵（半井瑞策）、盛法印（盛方院坂浄珍）、道三法印（曲直瀬玄朔道三）、幽庵（坂浄慶）、一鷗（南条宗虎）、大一坊（？）の八人の名がでてゐる（カッコ内は筆者小川の推定である）。名護屋の本陣まで秀吉に随行した医師はこの人々であつたのだろう。

中野操氏の医事大年表の天正十五年（一五八七）の項に、この年十月十四日に歿した伊勢の人、片山宗仙が壮年京都にて南条宗虎の門に入り、天正十一年秀吉の侍医になつたとある。この年表で宗虎の名がでる唯一の個所である。

聾盲記より

また足利学校に幻雲寿桂撰述の「史記抄」が所蔵されると聞いたので、その現行蔵書目録をみると「史記抄」（桃源抄、幻雲抄、乱綴）江戸初写とある。そして桃源は後述の聾盲記の一月廿七日の条に相国寺の長老なりとある。

樋口誠太郎氏より『聾盲記……永正医師保房日双記』という坪井九馬三、日下寛校訂の一書を見せられた。永正十七年

(一五二〇)の日記で、宗鑑(施薬院)の子、保房(また聾盲と名づく、この記録の作者なり、その弟見孝は北山本願寺の僧)とある。中野氏の大年表一五一九年の項に「和氣明重歿、施薬院使典薬頭、晩年剃髮シテ宗鑑ト称ス」とあるので、これは半井明重であり、一鷗軒南条宗鑑とは別人である。

聾盲記の中で一月廿七日に易のこと、「徳大寺相国(相国寺の長老桃源に易を受けた)モ此理ハ一向如_レ盲眼_也、就_レ其當時一栢ト云僧アリ、鎌倉学問ヲスル者也。易ヲ学スト也、建仁寺ノ月舟モ此者ニ受_レ易_也、ウクル間ニ越前ニアル寺災(災疑炎訛)上スル也、此一栢ハ医書ヲモ読也、彼エチノ易ヲ取利スト也。

廿八日、見孝越州へ罷下也、見孝ハ余力弟。三月廿六日、予カ妹去月晦ニ嫁スル也、祝著々々、越州ノ新城ト云所也。

卯月四日、一昨夜ノ夢ニ予下_リニ越州ノ一乗谷_一、拜_テニ老父_ヲ申ス、已_ニ而_テ老父ノ曰_予汝ニ授_ケニ脈之秘用_ヲ、然_ルニ愚拙歎喜スル也、不審ナル事一二句尋ネ申ト夢ル也、祝著無中量也、今案スルニ短夜ナル間夢ノ早ク覺テシカ_レトモ不_レ授_カ事千万口惜也。

五月四(?)日、又云、予カ老父宗鑑(卅余歳ノ時)鞍馬へ參り飯酒過多、骨ヲ折、山上山下ヲ登走シ給フノ処ニ俄ニ虫胸へ上リ吐逆無正躰、種々薬ヲ服用シ給へ共躰而吐逆シ給以外勝事一大事ナリシ処ニ妙香円ヲ服シテ御覽シタレハ不吐シテ御タモチアル也、重而服用シ給へハ虫落入也。(妙香円―世俗奔走之治霍乱心腹痛虫積上攻或ハ炎暑卒時煩熱吐逆ニモ用之)

当時の医方の一端を知ると共に、建仁寺の月舟が鎌倉学問をした一栢に易を学んだこと、和氣家が越州と深い関係をもつことが注目される。中野操氏の大年表一五五九年の項に和氣明孝が十月四日、七十歳で歿した。施薬院使、侍医典薬頭、宮内少輔等を歴任、後剃髮して宗乗と称したとあるのが、この保房と関係があるかどうか知りたいとおもつ。

また『多聞院日記』の天正十七年十一月朔日の条に

「医士ノ師匠一鷗軒トテ実名ハ宗庸ト云五十九歳、無比類名医賢仁也云々、今度京都ノ医者六人法印ニ被任了、其随一

也、法印ニナレハ無ハ院号不叶、依之一鷗軒ハ春池院ト号ス。服部敏良氏はこの宗庸を南条宗鑑の子としている。養子の宗虎とは別人であろう。法眼と法印のちがいが、また院号も異なっている。

おわりに

初見の医家肖像図二点は施薬院全宗と一鷗軒南条宗虎を示すもので、前者は慶長四年十二月の日付をもつた賛詩があり、後者は慶長三年九月に書いた禅僧永哲の賛文賛詩がある。特に後者の文章により戦国時代の医学が禅宗の僧侶と深いつながりをもつことを推測し、建仁寺の僧月舟が医を講じていたこと等を知った。

この調査は文献の渉猟などの点で、まだ甚だ不備であるが、すでに例会で発表したものであり、その時の話を一応整えてこの文を綴ったのである。

多くの方々に貴重な御助言をいただいた。特に石田幹之助氏、谷沢尚一氏、樋口誠太郎氏に深謝している。

Remarks on Newly Found Portraits of Two Prominent Physicians in the Keichō Period—Seyakuin Zensō and Ichikōken Sōko

Teizo OGAWA

Zensō was a court physician to Hideyoshi Toyotomi, the great conqueror of all of Japan near the end of the 16th century. He was highly appreciated by Hideyoshi, and therefore he was also very powerful among Japanese doctors at that time. By Hideyoshi's order a charity hospital, by the name of Seyakuin, was established in 1501 in Kyoto, with Zensō as its chief. He died in 1599 at the age of 74 (or

69). The word "Seyakuin" became thereafter the family name for the descendants of Zensô through the Tokugawa era.

Ichiôken Sôko is less known in the medical history of Japan. He too served as a court physician to Hideyoshi, and accompanied this mighty ruler to Nagoya of Hizen Province at the time of the Japanese invasion into Korea in 1592. His father-in-law, Sôkan Nanjô, was a more famous doctor, who wrote some significant medical books, "Setsuyôshû", "Tanyôhō", "Senshû-Fujinhô" etc. The last mentioned is said to be the oldest book of gynaecology in Japan.

From the sentences attached to the portrait of Ichiôken Sôko, it is especially noticeable, that Sôkan Nanjô, Sôko's father, studied medicine in his youth under Ikka Gesshû, a prominent Zen-priest of the Kenninji-Temple in Kyoto, and the author is interested by the fact, that Gesshû had an intimate connection with Ippaku Tanino of Ichijôdani of Echizen Province. Ippaku was a famous doctor, formerly a priest, and he succeeded in printing in 1592 the precious medical book "Eighty-One Nangyô" by support of the provincial lord, Takakage Asakura.

In this article a short history of Seyakuin, the national charity hospital of Japan is mentioned, and some efforts were made to elucidate the biography of Eitetsu, a Zen-priest in Kyoto, who wrote in 1598 the sentences and poem of praise to the portrait of Ichiôken Sôko. It is known, that Eitetsu accompanied Hideyoshi to Nagoya in Hizen Province, and he went then overseas to Korea, staying several months in Pusan. He died in 1613 at an unknown age.

江馬塾における『扶氏経験遺訓』の需要(上)

片 桐 一 男

目 次

緒 言

- 一 江馬信成の塾
- 二 江馬信成宛緒方洪庵書翰十通(以上本号)
- 三 『扶氏経験遺訓』の刊行をめぐって(以下次号)
 - 1 その刊行経過について
 - 2 常製本と薄紙摺本とその売価
- 四 江馬塾の盛況

緒 言

大坂の緒方洪庵から美濃大垣の江馬信成に宛てた書翰十通の判読の機を得た。この十通の書翰は、いずれも江馬信成から緒方洪庵に対して洪庵の代表的訳著『扶氏経験遺訓』と『病学通論』を社中の需めに応じて幹旋すべく発注したことに對する返信である。そこで、この十通の書翰を検すると、緒方洪庵の『扶氏経験遺訓』の刊行経過について、従来十分詳らかにされていなかった過程を補促し得る点などがみられ、他の江馬家史料と併せみると江馬信成の代における江馬塾の盛況振りの一端をも窺い知ることができるようである。

一 江馬信成の塾

緒方洪庵の書翰の宛先人である江馬信成は医家としての江馬家第五代の人である。名を元義といい、信成はその字であるとともに通称でもあった。のち春齡の通称を襲った。笋荘と号した。文政九年（一八二六）八月二十七日、四代元益の嫡子として生まれ、明治七年六月二十五日、四十九歳で歿した人である。元澄、元恭（蘭齋）、元弘、元益（活堂）と続いた塾を引き継いだ信成もまたその塾を経営して診療と子弟の教導に従事した。直接には彼の先代・江馬元益（春齡・藤渠・活堂）から家督を継ぐとともに、その格物堂塾の経営も継いだものであろう。

そこで、以下に述べる洪庵書翰の年代である安政、万延、文久年間の江馬塾をみると、塾主江馬元益はすでに高齡に達し、万延元年には喜寿を迎える老境にあった。信成は三十歳代に達し、四方との交際も展開されるころになっていた。塾生もまた、『門人姓名録』によれば、安政年間の入門者三十七名、万延年間九名、文久年間二十七名という多きを数えていた。緒方洪庵と江馬信成との親交は、実に、このような時期に深められたものであった。

二 江馬信成宛緒方洪庵書翰十通

緒方洪庵の書翰十通にはすべて発信年の記載はなく、月日のみしかみえない。そこで、以下に述べるような内容考証にもとづいて、およその順序関係をつけて、判読・掲出してみれば次の通りである。

第一書翰

過日は御念書被_レ下忝拜見、時下甚寒之節御座候処、先以御全家御揃、愈御多样被_レ成_二御起居_一奉_三大賀_二候、随而拙家一同無異依_レ旧申候、乍_レ憚御省念可_レ被_レ下候、然は拙著扶氏遺訓毎々、多分_二御世話被_レ下奉_三多謝_一候、二帙三帙式十部代六両毫分御贈被_レ下、忝慥_二入手仕候、第四帙も冬中卒業之積_二御座候処、今少し出来仕かね、春日早々には卒業と奉_レ存候、出来次第差上可_レ申候間、其節は又々宜敷御頼申上候、右御礼早々可_レ呈答之処、第四帙出来之上と存、意外

延引御仁恕可_レ被_レ下候、末筆乍_レ憚御大人様へも宜_ク可_ニ申上_ニ可_レ被_レ下候、草々不乙

十二月廿日

緒方洪庵

江馬信成様

尚々、時候千万御自愛所_レ祈御座候、以上

第二書翰

一書拜啓、春寒未退かね候処、愈御佳適被_レ成_ニ御起居_ニ奉_レ賀候、随而拙家老少無異送光、乍_レ憚御安襟可_レ被_レ下候、旧臘ハ御念書被_レ下、書物料式百疋御送り被_レ下、有難入手仕候、早_ニ御礼も可_レ呈答之処、年始久_ニ風邪平臥罷在、意外之御無音無_ニ申_レ次第御海恕可_レ被_レ下候、遺訓第六帙出来_ニ付一本呈上、別_ニ先_ニ十部丈差出申候、御入用_{高力}、早_ニ被_レ仰下_ニ度、早速差出可_レ申候、宜_ク御頼申上候、毎_ニ御手数数相懸_ケ候義、御氣之毒千万奉_レ謝候、右得_ニ貴意_ニ度草々如_レ此御座候、尚為_レ道為_レ人千万御自愛所_レ祈候、草々不乙

二月廿二日

緒方洪庵

江馬信成様

第三書翰

春暖之時節、愈御佳適可_レ被_レ成_ニ御起居_ニ奉_レ賀候、然者過日拙著遺訓第六帙十一部差出申候、定而御入手_ニ相成候義と奉_レ存候、第七帙も出来_ニ付、又_ニ十一部差出申候、宜_ク御願申上候、尚亦御入用高被_ニ仰聞_可被_レ下候、用事ノミ、草々頓首

三月十三日

緒方洪庵

江馬信成様

第四書翰

華帖忝拜見仕候、如_レ愈清和之時節、先以愈御佳適被_レ成_二御起居、殊ニ先般ハ御大人様御願申候通御致仕ニ相成、大兄御家督無_二相違_一被_レ為_二仰蒙_一候よし、千々万々奉_二大賀_一候、随而拙家長少無事、乍_レ憚御安襟可_レ被_レ下候、拙著毎々御注文被_二仰下_一奉_二多謝_一候

遺訓 三四六七葉 式部ツ、

通論 卷部ノ十一帙

右飛脚便ニ差出申候、御入手可_レ被_レ下候、初二五都合三編は切_レニ付、製本出来次第早々差出可_レ申候、乍_レ序申上候遺訓料之事、社中へハ全部の価、已来金一兩と定メ申候、左様御承引可_レ被_レ下候、但し端本は算用六ヶ敷候間、ヤハリ定価通りニ致し申候、已来ハ其思召ニテ御取計可_レ被_レ下候、御家督之御祝、何乎呈し度奉_レ存候へ共、遠路不_レ任_二心底_一、乍_レ失敬_二龜末之至候へ共、御看料卷封呈し申候、御笑留被_レ下候ハ、大幸之至御座候、筆末乍_レ憚御大人様へも可_レ然宜ク御歎被_二仰上_一可_レ被_レ下候、草々不備

四月十四日

江馬春齡様

緒方 洪庵

尚々、時令千万御自重所_レ祈候、以上

第五書翰

廿二日之華簡忝拜見如_レ愈薄暑之時節、愈御佳適奉_レ賀候、過日も念書被_レ下、殊ニ被_レ為_レ入_レ今御黄子料卷封御東投被_レ下忝奉_レ謝候、書価式兩式歩隨ニ入手、毎々御手数恐入申候、早々御礼書も可_レ呈答之処、病用ニテ備前迄罷下り、久々留守、漸ク此頃帰坂いたし候次第、延引御海恕可_レ被_レ下候、此度御申越被_レ下候分、左之通り差出申候

遺訓

全部八帙

初篇一帙

// 薬方一帙

// 五篇一帙

// 六篇二帙

// 七篇二帙

✓ 十五帙

宜ク御取計可_レ被_レ下候、価之事御尋被_レ下、是ハ袋ニ朱ニテ記シ在_レ之候、但し薬方ハ六匁と記シ有_レ之候へ共、一朱も御算ニてよろしく、是銀之算ハ御面倒と奉_レ存候、右御礼旁早々如_レ此御座候、草々不乙

四月廿九日

洪 庵

信 成 様

第六書翰

過日は御念書被_レ下、忝拜誦、時下寒気逐日増加之処、御全家御揃愈御佳適被_レ成_ニ御起居ニ奉_レ賀候、拙著御入用之よし(被_レ撰)拙生事七月来久々不快、執筆も成りかね、漸々此頃全快いたし候仕合、意外之御無音無_ニ申訳_ニ次第、御仁恕可_レ被_レ下候、即御申越_ニ随而

扶氏遺訓 全部一

病学通論 二部

附録も右病氣等ニテ延引ニ相成居候処、漸ク此頃出来上り候ニ付、一本呈上仕候、御笑留可_レ被_レ下候、兎角校合不行届と奉_レ存候、御心附も御座候ハ、御校正奉_レ願候、御社中御入用も候ハ、御申越可_レ被_レ下候、早々御送り可_ニ申上_レ候、右乍_ニ延引_ニ御礼旁早々如_レ此御座候、草々不備

十一月廿五日

緒 方 洪 庵

江馬春齡様

尚々為_レ道為_レ人千万御自重所_レ祈御座候、乍_レ憚御大人様へも可_レ然宜_ク御申上可_レ被_レ下候、以上

第七書翰

春禧芽出度申収候、先以御全家御揃愈御佳適被_レ成_ニ御迎陽ニ欣快之至奉_レ賀候、随而拙家一同無異重_ニ奴齡_ニ候、乍_レ憚御省念可_レ被_レ下候、旧臘は御念書被_レ下奉_ニ多謝_ニ候、其節被_ニ仰下_ニ候薄紙摺遣訓老部飛脚便ニ差遣申候、御入手可_レ被_レ下候、定価ハ書林ニテハ銀三枚と申スニ候へ共、勘定面倒ニ候間、金一兩三分と定メ社中ニ分配さし居申候、左様御承引可_レ被_レ下候、右年始御祝詞相兼草と如_レ此御座候、尚永日万と可_レ申候、草々恐と不備

正月九日

緒方 洪庵

江馬信成様

尚々春寒折角御自愛所_レ祈御座候、以上

第八書翰

春禧芽出度申収候、先以御全家御揃愈御佳適被_レ成_ニ御迎陽ニ欣然之至奉_ニ大賀_ニ候、随而拙家老少無異重_ニ奴齡_ニ申候、乍_レ憚御省慮可_レ被_レ下候、旧臘は御念書被_レ下、殊ニ書籍料老両式歩御贈り被_レ下、慥ニ入手段と御手数相懸、いつもく御迷惑と奉_レ察候、御礼書早と可_レ呈答之処、又と不快、加フルニ眼疾相患申候、意外延引無_ニ申訳_ニ次第御仁恕可_レ被_レ下候、拙著又と御入用之よし被_ニ仰下_ニ左之通り相送り申候

薄紙摺

全部一帙

常製本十六帙

全二部

附録

十三部

通論

二部

薄紙摺本ハ当時一兩式分売ニ候へとも、社中へハ五百疋と相定メ、常製本ハ全部八帙一兩と相定メ申候、但し端本ハ算用いたしがたく候故、依旧定価通りニいたし申候、左様御承引可被下候、右御祝詞旁寒冬之御答御札相兼、草々如此御座候、尚永日万と可申早々、恐惶謹言

正月十五日

江馬春齡様

尚、春寒殊之外甚敷候、千万御自重所祈候、以上

第九書翰

過日は御念書被下忝拝見、如愈新禧芽出度申収候、先以御全家被為揃愈御多祥被成御迎陽、欣然之至奉賀候、随而拙家老少無異重馬齡申候、乍憚御安襟可被下候、然は則日薄紙摺遣訓差出候ニ付、右価金一兩三步御差越被下難有慥ニ入手仕候、毎御手数惶入候事ニ御座候、早御礼語可申上二筈之処、久風邪平臥罷在意外延引恐入申候、御仁恕可被下候、右御礼迄草、如此御座候、尚期後日一候、草頓首

二月廿日

江馬信成様

尚、乍憚御大人様始御一同ニ可然宜ク可申上ニ可被下候、以上

第一〇書翰

華帖忝拝見、春光漸相催申候、愈御佳適被成御起居ニ奉賀候、随而拙〔家老少〕無異、乍憚御省念可被下候、遣訓附録三部、通論一部、一部御入用之よし被下候、即ち飛脚便ニ差出申候、御入手可被下候、右代料并先日差出

緒方 洪庵

緒方 洪庵

候分とも、代金五両二部二朱、外ニトロイクハルト代弍部、都合六両弍朱御差發相成、慥ニ入（掌）し申候、毎々御配慮千
万奉_レ謝候、トロイクハルトハ早々申付ケ可_レ申候へ共、職人兎角隙取、急ニいたし呉不_レ申候ニは困り申候、成ル丈ケ
急キ候様可_ニ申付_二候、右御答御札相兼早々如_レ此御座候、草々不備

如月廿七日

江馬春齡様

緒方 洪庵

尚々端書乍_レ憚御大人様へも宜ク申上可_レ被_レ下奉_レ願候、以上

原著

江戸時代における西欧遺伝学の受容と紹介

矢部一郎

一、緒言

西欧における生物の交雑や遺伝などに関する知識は江戸時代後半において受容紹介された。⁽¹⁾ 著者の今迄調べたところ、『厚生新編』⁽²⁾、『泰西本草名疏』、『植学啓原』⁽³⁾において、受容紹介されている。その内容はメンデル以前のものであることは言うまでもない。その他の医書や農書などには遺伝学的記事は見られない様である。例えば、大蔵永常の著書には、花の構造・植物の生殖の知識の紹介は見られるが、雑種形成や遺伝の記述はない。⁽⁴⁾

そこで、本稿では、『厚生新編』、『泰西本草名疏』、『植学啓原』の当該記事を掲げ、江戸時代における西欧遺伝学の受容と紹介の状況について問題としたい。

二、『厚生新編』

『厚生新編』はフランスのシヨメール百科辞典のオランダ語版7冊本の翻譯である。⁽⁵⁾ 本書における交雑と遺伝の記事は第40巻(宇田川榕菴・宇田川玄真・大槻玄沢訳校)「獵犬」、第41巻(宇田川玄真・宇田川榕菴訳校)「猫」、第43巻(宇田川榕菴・宇田川玄真訳校)「金絲雀」^{カネヲリヤ}、第46巻(大槻玄沢・宇田川玄真訳校)「卵」・「雉」、第47巻(宇田川榕菴・宇田川玄真・大槻玄沢訳校)「卵巢」・「驢」及び第62巻(大槻玄沢・宇田川榕菴・小関三英訳校)「馬の二」に見られる。

日本医史学雑誌・第二十卷
第二号・昭和四十九年四月

昭和四十八年十一月二十六日受付

「獵犬」においては「良い獵犬、他の雑犬と孳尾すれば不良の犬を産す。故にこれと交らしむこと勿れ」という記述がある。

「猫」では「カーテル」は「バンクカット」の牡なり。歐羅巴に六品あり、皆野猫家猫と交りて種々変生あるのみ形状大異なし」とし、さらに「猫崎を産することあり、これは他獸と孳尾する故なり。「ボレイ」人の説に一千六百八十四年竜動ロンドンの都府に大兎あり、猫と交り半兎、半猫の獸を産せり。遂に国王の獸園に献せり。又「カラ・ウデリウス」古の医師の名の説に一猫兎兎と交りて猫兎三頭兎兎一頭合せて四頭を産せりといふ。又造化の奇物を好み集る人の宝庫にはまゝ兩頭八足の猫兎あるものあり、榕按ずるに外紀に言ふ。利亜国百獸相合輒産奇恠云云これらの類にや」と記されている。

ところで、「金絲雀」では「よく異類の小鳥と交て種々の変生を産す。「ピュッテルス」鳥名と交れば美色の雛を産し、「フラスヒカ」鳥名と交れば善く啼く。其音甚だ清亮なり」となっている。

さらに、「雉」の場合「ロンゴリウス」人名の説に此の鳥は甚だ悪性にして鷄及び孔雀をも恐れず、是に逢うときは喰て殺し、又は引裂くことあり。或は是を畜ひ馴して雌鳥と孳尾せしむれば黒点ある卵を産み、孵化すれば甚だ雉に似たる雛となる。右の如くして孵化せる雌鳥に又雉を媾合せしめ、如此兩次、或は三次媾合せしめて産する雛は全く雉となるなり」としている。

「驢」においての記述は「或は牡馬と媾合せしめて半馬半驢の獸を産すこれを騾と名づく。詳に「モイルエイズル」の条に出づ。或は「アウハルゲナ」地名等の地方に於ては牝馬或は牝驢と牡牛と媾合して子を産せしむ。其子を「イユマルス」と名づく。是を負荷の用と爲す。其頭と尾は牛に似たり。脚と腰は馬若くは驢に似たり。又角は顯著ならず、或は罕に角の如きもの生ずるあり」としている。

「馬の二」の中では「父馬は特に其性を子に伝ふるが故に須らく善馬を用ふべし。(中略)母馬も亦宜しく揀用すべし。其性又必ず子に伝ふればなり」と述べ、馬の交雑に関しかなり長い記述が見られる。

ところが、「卵巢」においては今迄と異なる記事が見られる。

鶏、亀、蝦蟇及び諸魚の鱗を熟観するに其卵中既に全体の質を含稟せること大学師「ハルレル」名の詳に講明せるが如し。其説に動物の生命は唯其雄類の精液を卵に受るに因ると云へり。然れども特に此説に拠るときは諸般の動物の父母と其子と形状の甚だ肖似し、又母躰黒色、父躰白色なるものの産子は黑白相交り、又馬と驢と媾精して騾を産する等の事を以て觀れば右の説に相反すと云ふべし。是を以て凡そ卵中に稟る所の其始は父母の両性渾然として合和し成る者と知るべし。

さらに、「卵」における記事は次の如くである。

是れ帝に魚鳥のみならず、凡そ動物類并に草木も皆尽く卵を以て生じ惣て雌類の体に多少の卵を具へ、又各々其体中の諸器内象の萌芽結構を其卵中に具有せざるはなし。然れば卵は一切動物植物の基始と云ふべし。

是れ皆其各種の動物及び植物の形象を其卵中に稟け備ふる者なり。即ち「マルヒギウス」名の説明せるごとく各種の諸器及び性質を其卵中に含蓄して漸々に萌生し、未生の体を養長す。

卵の白質の液は鮮明透亮なり。是は惣て変化して動物の体質となる者なり。黄質の液は雛の營養長育を主る者なり。然れども動物植物共に其卵に雄牡の精を受容るに非れば孵化することなし。

是を以て考ふれば卵の生化の原始は雄精の生育の氣、自然に雌卵の白液中に稟受し、其雄精の所在に於て始めて生化の機を萌発し、雛の形象を造成し、初めに心蔵を成し、次に肺肝等其他の衆蔵及び諸器を構成するなり。

是を以て凡そ動物孕胎の基原、及び草木の実を結ぶ原由は雌類の卵に在り。然れば即ち其煦温に因て漸々化生する所の諸器並に其所在、位置、形状、等は皆未だ妊孕せざる以前に於て固より既に卵中に全備せる者とするなり。

然れども右の談は「レーウエンフック」名の肇めて發明せる所と相違せり。其説は凡そ動物の其始は雄類の種精サトなり。

是を顕微鏡にて観れば極めて微細の活物なり。是を雌類の卵に受容して生化の機を發すと、此説諸先輩殊に「ブルハー」名是を講明せり。但し今時は大抵前の所説を崇信せり。即ち雄精は草木の蕊頭にある所の細粉の如く媾合に因て既に卵中に含容し、其活潑生動の精氣にして諸器を滋息盈長して遂に形体を造成する者とす。此雄の精氣は極めて精微鋭にして雌卵中の諸器未だ萌生分開せざる時に卵中に感入せるものなり。是を以て其産む所の子胎は形状其父母に象似するなり。たとえば異類の二獸媾合して産せる子胎即ち「ミュイルエーセル」及び「イユマル」共に獸名、是は馬と「エイセル」交合して産する獸なりの如きは其形体、父に似たる所と母に似たる所と相交るを以て知るべし。又植物に於てはたとえば白菘の子仁を蒔て白菘ならず、赤菘ならざる異様の菘菜を生ずるがごとし。

『厚生新編』の交雑と遺伝の記事の特徴は殆んど動物關係が主で、植物についてあまり触れていないことである。

「獵犬」、「猫」、「金絲雀カサリヤ」、「雉」、「驢」、「馬の二」では、表題の性質からも、家畜家禽を中心とした具体的な雜種形成を取扱っている。やうに、「猫」及び「驢」では、他獸間の雜種の具体例を挙げている。

これらの記事から、十八世紀の西欧では、科学的ではないが、或程度の家畜の育種や交雑の觀察がなされていた事がうかがえる。しかし、植物の場合、実用的な育種が行なわれる段階ではなかった。

ところで、「卵巢」ではハラー (Albrecht von Haller, 1708~1777) の卵原説を紹介しているが、動物の雜種形成における形質の遺伝例を示して、その前成説を否定し、父母の両者から遺伝形質が伝わるとしている。

やうに、「卵」ではマルピーギ (Marcello Malpighi, 1628~1694) の名を挙げ、卵の発生における器官分化を説明し、

さらに、精液の卵発生における重要性を述べている。続いて卵原説を思わせる記述が見られ、さらに、レーウエンフーク (Antony van Leeuwenhoek, 1632~1723) とプールハーヴ (Herman Boerhaave, 1668~1738) を挙げて精原説を説明している。しかし、結論として、交雑例から、形態形成が卵と精子の両者によるとして、卵原説及び精原説即ち前成説を否定している。

十八世紀西欧においては、前成説後成説論争が盛んであり、特に前成説が勢力を揮った。一方、フランスのモーペルテ
ノイ (Pierre Louis Moreau de Maupertuis, 1698~1759) やラントール (René Antoine Ferchault de Réaumur, 1683~1757) は後成説の主唱者として知られている。フランスの百科辞典であるシヨメール百科辞典に後成説的記述が見られる事は考えられる事である。

三、『泰西本草名疏』

『泰西本草名疏』附録下文政十二年(一八二九)の「二十四細解」において、伊藤圭介(一八〇三~一九〇一)は交雑による雑種形成と形質遺伝について次の様に記述している。

又花粉ニ因テ花ヲ変化セシムルコトアリ仮令バ一色ノ「チュルプ」ヲ種々班色ニ変ゼシメント欲セバ各色ノ「チュルプ」ノ花ヲ振蕩シソノ花粉ヲコノ花中ニ入ラシム因テ班色ノ「チュルプ」ノ種子ヲ得ベシト云ヘリ按ニ是近來菊牽牛等ノ奇花競フテ世ニ出ルモノ皆ソノ種子ヨリ変種ヲ得ルモノニシテ蓋シ偶然花粉ノ混入ニ因テ異色ヲ出スモノ亦多カルベシソノ品種ヤ、異ナルモノト雖モ是ヲ変ゼシムベシト云ヘリ皆恰モ野馬ト驢ト交リテ騾ヲ生シ雉ト鶏ト交リテ黒色ノ雉ヲ生スルノ類ナリ

植物学書の性質から、チューリップの花色の遺伝を各色のチューリップの花粉による品種間交雑によるものとする説明が主題となっており、当時日本で盛んであった園芸植物の育種品種改良もチューリップの場合と同様、花粉による自然の

交雑の結果であるという圭介自身の考えが記述されている。⁽¹³⁾ また、現在使用されている「変種」⁽⁸⁾ という用語は圭介によって造語された事がわかる。

四、『植学啓原』

宇田川榕菴（一七九八—一八四八）は『植学啓原』天保六年（一八三五）の卷之二において、「草木変生」という章を設け、交雑と遺伝の説明を行なっている。その現代語訳を引用すると次の様になる。

「草木の生れ変り」⁽⁹⁾

ネギの花精は必ずネギの種子を發達させ、ニラの花精は必ずニラの種子のみを發達させるのであろうか。いや、そうではない。ネギの花精はニラの種子も發達させることが出来る。この種子を播くと、生えて来る植物はネギでもなくニラでもない様な植物である。これを間種（雑種）という。野生の馬とロバを交尾受精させれば、ラバが生まれて来る様なものである。即ち、ネギとニラ、野生馬とロバとは、元来、同じ属で、種が異なるだけなのである。牛と馬との間には、間種は出来ない。属が違うからである。

『植学啓原』の記事はネギとニラ、ウマとロバの例により、同属間では雑種が出来るが、属が異なると雑種が出来ないと言ひ、種間雑種と属間雑種についての説明をしている事がわかる。

これを圭介の『泰西本草名疏』における記述と比較すると、交雑の対象として、厳密に属と種の種類段階を意識している点で、榕菴の把握と理解が圭介より優っているとも言えよう。しかし、これは『植学啓原』が体系的な植物学紹介書であり、『泰西本草名疏』附録がリンネの二十四綱の解説を主目的とし、当該記事が花粉の働きの説明のためのものであるからかもしれない。

また、榕菴は雑種を「間種」と称している。間種とは種の間交雑による雑種という意味であろう。

ところで、用語「変生」が『厚生新編』でも使われているのは、交雑及び遺伝に関する記事の翻譯に格菴が加わっている事からうなずけよう。また、どの本にも、馬と驢からの騾の形成が例として取上げられているのは、これが当時常識となっていたからであろうか。⁽⁴⁾⁽¹⁰⁾

五、結 語

『厚生新編』は刊本でなく、当時流布する事もなかったが、原本のシヨメル百科辞典が江戸時代後半にかなり輸入されており、当時の蘭学者の知識の糧となった。⁽¹¹⁾ また、『厚生新編』の翻譯者達は当代随一の蘭学者達であり、その門弟達への影響力を考えると、『厚生新編』即ちシヨメル百科辞典の価値は高く評価しなければならない。⁽¹²⁾ 本書中の前成説と後成説の記事が当時の様に受け取られたであろうか。翻譯は正確な理解を示している。

『植学啓原』と『泰西本草名疏』の知識も西欧十八世紀段階のものである。当時西欧では、前述の前成説後成説論争と併行して、植物における性の存在、受精のしくみ、交雑による新種や雑種の形成が興味の中心であった。そして、ケールライター (Joseph Gottlieb Koelreuter, 1733~1806) やアダンソン (Michel Adanson, 1727~1806) などの植物交雑の調査や実験を通じて遺伝の研究が進行していた。⁽⁷⁾ ヒトや哺乳類は当時の科学的な研究対象としては適当でなく、栽培植物に実験的研究が集中したが、実際の育種に應用出来る段階ではなかった。

それらの影響がそのまま蘭書を通して日本に伝えられ、まず最初に『植学啓原』、『泰西本草名疏』などの植物学書に遺伝学的記事として載る事になったと考えられる。

(本稿の一部は、昭和四十七年九月十六日仙台の日本医史学会総会で発表したものであり、この研究は昭和四十八年度科学研究費「奨励研究(B)」によるものである)

- (1) 矢部一郎 日本での遺伝学の発祥 医海時報 第五九八号 一九七三
- (2) (1)において、『厚生新編』に遺伝学的記事がないとしたのは重大な誤りであった。
- (3) 矢部一郎 植学啓原における遺伝学 日本医史学雑誌 第18巻 第3号 一九七二
- (4) 木原均・篠遠喜人・内田亨・盛永俊太郎・筑波常治・上野益三 『黎明期日本の生物史』 養賢堂 一九七二
- (5) 矢部一郎 大蔵永常と蘭学——序章 蘭学資料研究会研究報告 第二七一号 一九七三
- (6) 菅野陽 シヨメル、オランダ語版について 蘭学資料研究会研究報告 第二二八号 一九六九
- (7) 中村禎里 『生物学の歴史』 河出書房新社 一九七三
- (8) (1)において、圭介が用語「雑種」の造語をなしたとあるが、「変種」のミスプリントである。
- (9) 矢部一郎 現代語訳「宇田川榕菴の植学啓原」(一)、(二) 武蔵大学人文学会雑誌 第三巻 第一号、第三号(一九七二)による。
- (10) 上野益三 『明治前日本生物学史』第一巻 日本学術振興会 一九六〇
- (11) 向井晃 シヨメールの伝来とその影響 蘭学資料研究会研究報告 第一六〇号 一九六四
- (12) 矢部一郎 江戸生物学史に於ける『厚生新編』と『シヨメル百科』の役割 第20回日本科学史学会年会予稿集 一九七三
- (13) 上野益三 『日本博物学史』 平凡社 一九七三

(武蔵大学人文学部生物学教室)

Acceptance and Propagation of Western

Genetics in the Yedo Era

by Ichiro YABE

Western knowledge of genetics before Mendel was accepted and presented in the late Yedo era.

This is found in the "Kôsei-Shinpen", "Taisei-Honzô-Meiso" and "Shokugaku-Keigen". The "Kôsei-Shinpen" was translated from Chomel's Encyclopedia. Though it wasn't published in the Yedo era, it

seems that the biological knowledge contained in it spread among Dutch learning scholars. This book, introducing Haller's preformation theory, is skeptical about this theory, from the aspect of the relation between parents and children in terms of hereditary characteristics.

In the "Taisei-Honzô-Meiso", the heredity of flowers under hybridization was shown, and the biological term "Henshu" (variety) was coined.

The description in the "Shokugaku-Keigen" is more advanced than in the "Taisei-Honzô-Meiso". In this book it is explained that hybrids can not be made between different genuses.

The genetic informations stated in these books belong to the 18th century and the contemporary highlights in this field in Europe are reflected through the Dutch books which were then available in this country.

(Department of Human and Cultural Sciences, Musashi University)

「唐律令」及び「養老律令」における

「有疾獄囚の待遇について」

新村 拓

法は国家社会及び個人との間の調和をはかる規範であると同時に、国家支配の具として統治手段の中で最も有効なものであったことは明白であり、体制維持の機能を果たしてきている。その中でも刑法は最も国家権力の強くあらわれるところである。⁽¹⁾ 本論は日、唐両律令をもとに、有疾獄囚の待遇の実態と、その場にあらわれた古代国家の志向意志を考察してみたものである。

一、有疾者の種別判定

養老戸令では有疾者を症状に応じて三等級（残疾・廢疾・篤疾）に分けて規定している。（唐令拾遺も同文）

凡一目盲、兩耳聾手无二指、足无三指、手足无大拇指、秃瘡无髮、久漏、下重、大瘻瘻、如此之類、皆為残疾、癡、侏儒、腰脊折、一支廢、如此之類、皆為廢疾、惡疾、癩狂、二支廢、兩目盲、如此之類、皆為篤疾、

しかし、この規定が必ずしも守られていないことは、正倉院文書の籍帳記載の実例から知れる。廢疾であるべき一足折が残疾（大日本古文書、卷一、頁10、36）、篤疾とあるべき二目盲が残疾（一54）や廢疾（一73、388）、癩狂が廢疾（一17

25)と記載されている。三疾の等級に依じて課役負担は軽減されて行くのであるから、籍帳への記載は疾病の種別を明確にしておかなければならない。しかし、現実にはそうではなかったのである。これについて、利光氏は三疾の種別は労働能力乃至生活能力を標準としたものではなからうかとし、本来、篤疾と記載されるべきものも、その程度が軽ければ廢疾として記載されたのであろうと考えておられる。²⁾しかし、この戸令に規定された三疾の種別は、刑法上の有疾者の特典における段階区分にも適用されるものであり、罪刑法定主義を基調とする刑法上においては、³⁾たやすく三疾の種別を変更できるものではなく、種別判定には慎重明確さが要求されたであらう。戸令によれば、籍帳記載における判定は国司が行なうべきものとしている。

凡戸口当造帳籍之次、計年将入丁老疾、应徵免課役、及給侍者、皆国司親貌形状、以為定簿、

だが、微妙な疾病の判定には専門的な知識が求められよう。そこにおいて、規定にはみえないが国医師の参与が考えられる。薩摩、但馬国の正税帳(大日本古文書、卷二)において、国司巡行の一行中に医師がみられ、また調使として(605)、検米使として(四29)、班田使として(五54)、官倉検使として(平安遺文一—204)、医師が地方行政に深く関与している事実は、国司貌定における医師の介在を予想させるものである。刑法上においても同様と考えられる。

有疾者においては前述のように科刑の上で種々の特典が与えられたのである。行為の是非を弁別し、自己の行動を制御することが困難とみなされる限定責任能力者や責任無能力者に対しては、儒教的倫理観の上からも保護が加えられるべきものとされたのである。有疾者の特典については先学の論考があるので、⁴⁾本論はその問題にはふれず、獄囚の罹病時ににおける待遇についてゆくことにする。

二、日、唐両律令の該当条文比較

①(獄令第54条) 凡獄囚有疾病者、主守申牒、判官以下、親驗知実、給医薬救療、病重者、脱去枷杻、仍聽家内一人入

禁看待、其有死者、亦即同檢、若有他故者、随状推科、

獄囚が罹病したらば、獄守(物部)の報告により判官以下が検分を行ない、医薬治療し、重病ならば首手かせを脱去し、家族一人を獄に入れて看病させ、死亡したらば同じく検分を行ない、非法又は自殺による死亡ならば、獄守を取調べよ、というのである。(令義解参照) 医薬治療の関連条項として、

②(獄令第55条)、凡獄囚応給衣糧薦席医薬、及修理獄舎之類、皆以贓贖等物宛、無則用官物

獄囚給与の衣糧薦席医薬、獄舎修理費は贓贖物を用い、無ければ官物を用いよ、とある。令義解には治療に官医を給せず、贓贖物を用いて「里中医」を雇い、治療にあたらせよ、と注釈している。

③(獄令第53条) 凡獄、皆給席薦、其紙筆及兵刃杵棒之類、並不得入、

獄囚には席薦を給し、紙筆兵刃杵棒の類は獄所に入れることを禁じた。また、官人の獄囚に対する取扱いを監察する規定として、中央については獄令第57条⁵⁾、地方は次の条文、

④(獄令第4条) 凡覆囚使人、至日先檢行獄囚、枷杻、鋪席、及疾病糧餉之事、有不如法者、亦以状申附考、

覆囚使は、獄囚の刑具、敷物、疾病、糧食の状態を檢行し、不法があれば太政官に申し、地方官の考(勤務評定)に付せ、とある。これは①の「有他故者、随状推科」と関連するものであるが、非法の程度により罰則が規定されていた。

⑤(断獄律) 凡囚応請給衣食医薬、而不請給、及応聽家人入視而不聽、応脱去枷杻等而不脱者、笞五十、以故致死者、杖一百、即減竊囚食、笞四十、以故致死者加役流、

また、流徒罪居作者の場合においては、

⑥(獄令第19条) 凡流徒罪居作者、皆着鈇若盤枷、有病聽脱、不得着巾、每旬給飯一日、不得出所役之院、患仮者陪日、

流徒罪囚の居作の者はかせをし、罹病の時はそれを脱がせ、頭巾を禁着とする。十日毎に一日の休暇を与えるが、労役

の場所から出ることを禁じ、病者にあつては治癒後において、休んだ日数分の労役をさせよ、とある。⁽⁶⁾

次に、唐律令との異同をみよう。

①については、唐令拾遺（獄官令三八）によれば「判官以下」が「長官」となっている。中国令において長官とあるのを我が国のそれで次官以下に改めたことは、獄囚の待遇に対する基本的な考え方の上で違いのあることを示すものである。また、唐書（卷56、刑法志第46）によれば、

諸獄之長官、五日一慮囚、（中略）重者積械、其家一人入侍、職事散官三品以上、婦女子孫、二人入侍、

とみえる。⁽⁷⁾養老獄令（第46条）では「五日一慮囚」が「十五日一検行」に改まっている。中国令に比して検行の期間が後退しているが、前者の考え方の路線にある処置といえよう。有官品者に対しては、家族二人をして看侍させることができたともみえるが、このことは日本令及び唐令拾遺などにはみえない。

②について問題なのは、獄囚の治療には贓贖物を用いて里中医、即ち民間医を雇い、治療せよ、という点である。唐令ではどうなっていたかははっきりしないが、大唐六典尚書刑部に「有疾太常給其医薬」とみえる。太常寺太医署の医師、即ち官医が治療にあたったのであろうか。

しかし、現実には日本においては、

（上略）各受重辛苦者、宜給身飯、令加療治者、

と検非違使別当宣案（平安遺文二一381）にみえるように、病人は暇日を給わり、各自において治療をしたものと思われる。⁽⁸⁾そして、その際には保証人を必要としたものと思われる。

雑人獄所候者依本所請申給飯、

進物所 請膳部多治忠岑

右忠岑以去正月廿五日偈雙六座居被禁固矣、而從今月二日本病発、動煩苦、為彼病所請如件

貞觀十八年二月七日 膳部大春日茂蔭

頭大膳亮藤原氏助（以下略ス）

雑人の本所の上司達が連名で保証したのである。（朝野群載、卷十一、廷尉）また、この獄令第55条の規定が守られていたかどうかについても甚だ疑わしい。「小右記」（長徳二年六月八日条）には

以頭弁令奏出雲犯人飢餓不可養由、殊有天恩可被給飯之由、有令相加奏（中略）免給了、出雲犯人は飢餓のため放免されている。

③については、唐令（唐令拾遺獄官令三七）に比して日本令は随分簡略化している。（付点の箇所が日本令に脱落）

諸獄皆厚、鋪、席薦、夏、月置漿水、其囚、每月一沐、其紙筆及酒、金、刃錢物、杵棒之類、並不得入、

「夏月……」以下の一文はそっくり脱落しているが、条文の簡略化は獄囚の待遇の簡略化につながるものと考えてよいであろう。「小右記」（長徳二年六月十三日条）には

東獄門前東門、令掘井、夫食自家宛給、年来囚徒難飲水、仍飯令掘、渴死囚衆、実可哀憐、

とみえる。小右記の記主藤原実資はこの年権中納言にて檢非違使の別当を兼ねていたが、渴死する囚徒の多くでるに至って、水を給するため東獄門前に井戸を掘らせたのである。

④については、大唐六典尚書刑部「使牒与州案同然後復送刑部」小註には「同文がみえる。ただし、「附考」が消え、代わって「若巡察使按察使廉察使採訪使皆待制命而行非有恒也」が付いている。

⑤については、故唐律疏議（斷獄律第5条）にみえる刑罰規定と比較するならば、日本律の「笞五十、杖一百、笞四十、加役流」が唐律ではそれぞれ「杖六十、徒一年、笞五十、絞」となっている。即ち、全部の刑について一律に一等軽減しているのである。

⑥については、唐令拾遺（獄官令十六）によれば、「有病」を「病及有保者」としており、「給飯一日」の後に「臘寒食

各給二日」が入っている。その他には大きな異同はない。後者については、中国の風習に関することであるから省略したのであるが、前者の「有保者」の省略はどういうことであろうか。獄中の妊産婦（第23条）及び議請減者（第42条）には「責保聴出」とみえ、保（保証人）を請うて出獄することが許されていたのである。このように、他条における保の規定が残されているところをみると、省略には何らかの意味があったのであろう。獄囚管理の立場からみるならば、日本令のように病者以外はかせを脱がせず、保証人の有無にかかわらず、健康人であればすべてかせを着して、労役に服させた方が管理しやすいと考えられる。予防管理主義的な立場よりした削除であったのではなからうか。

①から⑥の各条における日、唐兩律令の比較をまとめてみると、日本律令においては

(1) 獄囚管理責任者は格下げされ、また職務（検閲）は軽減。更に、彼らに対する監察規定も明確さを失ない、非法に対する責任も軽減されている。

(2) 獄囚の罹病時の待遇は、唐では官医を用いたと思われるのに対し、民間医あるいは給飯による各自治療とし、給物も簡略化され、また一般に予防管理主義的であった。

要するに、日本の律令において獄囚の冷遇化、予防管理主義化が、主獄官の優遇化、寛大化の傾向がみられるのである。これは条文上の比較であって、現実においてこのような相違が、特に(2)についてみられたかどうかは疑わしい。日本における獄囚の待遇が法規通りでなかったことについては既述したところであり、中国においても日本と変わらなかったことは仁井田氏の論考からうかがい知ることができる。⁹⁾日、唐兩律令を通じて法と現実とのギャップは大きかったと考えることができる。

次に、今までみてきた法条文の特徴について考えてみることにしよう。

第一の特徴としては、法規定が詳細にわたっていることである。有疾獄囚の規定については、前掲条文の外に護送中における有疾流移囚の取扱いについて（第21条）、瘡病者に対する拷問制限について（断獄律）など詳細な規定がみられる

が、これは「敦ク五教ヲ喻セ」と国司巡行条（戸令）に規定されているように、儒教的倫理観から要請されたことであると共に、人身的支配の貫徹―個別的な把握を示すものといえよう。

第二には、引用唐書において部分的にみられたが、待遇における身分的な差異である。官人は除免官当など（閏刑）によつて、多くは実刑を免れたのであるが、たとえ不免の場合であっても、身分秩序の維持を基本とする古代国家にあつてみれば、待遇において身分的な差異がみられるのは当然の姿であるといえよう。

三、おわりに

本論は日、唐両律令にみえる刑法、獄令全般について述べたものではなく、その中の一部、有疾獄囚の待遇という点について考えてみたものである。従つて、ここでの結論が古代国家の刑法についての性格を代表するものでは必ずしもない。

古代国家における有疾獄囚の待遇は、法規だけをながめてみるならば、現行の監獄法第七章給養、第八章衛生及ヒ医療の規定と比較しても遜色のないものであり、儒教的倫理観にたつ有疾者の刑法上の特典は、限定能力観にたつ現行の刑法第39条、41条の規定に比定され、古代の律令がいかに進歩整備されていたものかを知ることができる。しかし、現実と法規とのギャップは大きく、一般に、徒刑、流刑（自由刑）は徳への教化を名目としたのであつたが、遷善よりも「国家権力による労働力の収奪」¹⁰であつたり、国家の安寧維持の規制のためであつたことにより、現実には受刑者は法規以上の苦痛を与えられ、有疾者の取扱いは法規以下の簡略なものであつた。

注

- (1) 下村康正「犯罪論の基本的思想」頁4参照
- (2) 利光三津夫「律令及び令制の研究」頁252、253
- (3) 大唐六典尚書刑部「凡断獄之官皆掌律令格式正条以結之」養老獄令第41条「凡諸司断事、悉依律令正文」
- (4) 利光氏前掲書、頁259、264 山崎佐「江戸期前日本医事法制の研究」頁75、140
- (5) 「凡在京繫囚、及徒役之処、恒令弹正月別巡行、有安置役使不如法者、随事札弹」

- (6) 「陪日」は「日ヲミテヨ」と令義解に古訓があり、休んだ日数分を満たせの意に解せよう。なお、現行の監獄法第43条第2項には「病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス」とあり、休んだ日数分を満たす必要はない。
- (7) 内田智雄編「訳註統中国歴代刑法志」参照
- (8) 他に「小左記」長徳三年六月七日条、「春記」長久元年六月十三日条、「權記補遺」長徳三年九月五日条他
- (9) 仁井田陞『中国の戯曲小説の挿図と刑法史料』（中国法制史研究、刑法所収）頁683
- (10) 仁井田前掲書 頁616

On the treatment of sick prisoners as seen in the ancient Japanese (Yôro-ritsuryo) and the Chinese Laws (Tang-lii)

by Taku SHINMURA

In this paper the author has traced the treatment of sick prisoners as stated in both the ancient Japanese and Chinese Laws. Sick prisoners were granted some special favors from the standpoint of the Confucian ethics: for example, medical treatments undergone by court physicians (Tang-lii) and leaving of absence from penal detention during illness.

Generally, the Japanese Law followed the Chinese one, but the former was much simpler than the latter; they were so of sick prisoners, too. And these laws compare quite well with the present constitution.

Generally, though penal detention mentioned in these laws was in the name of cultivating virtue in reality, convicts were simply enforced to hard labor imposed by the government, which aimed at maintaining national security, and they were inflicted with pain, while the treatment of the sick prisoners was often neglected.

西説内科撰要について (四)

大 滝 紀 雄

11 痲 篇

玄隨の「西説」と玄真、方亭の「増訂」を比較して読むと、一般に「増訂」の方が分りやすく書かれているが、本篇ではその差がきわめていちじるしい。痲はラテン語でこれをパラレイシス Paralysis というと断つてあるから「痲痺」であることは自明である。

「西説」の翻訳された頃は、神経という言葉も、痲痺ということも一般にはほとんど理解されていなかったようで、この篇の翻訳には玄隨自身きわめて難渋したと思われる。「西説」を繰り返えし読んでみても、そこに書かれているのが何のことかはなはだ分り難いが、「増訂」を読むと大意がつかめるので、その後ふたび「西説」を読んでみると、おぼろ気ながら趣旨が分る。おそらく、著者自身も内容をあまりよく理解できないままに翻訳したと思われるので、当時の医人がこれを読んで果してどれだけ理解できたか、甚だ心もとない気がする。また本章には細字の注釈が少ない事実からみても、訳者にとって自信のない翻訳であったことが推測される。それにひきかえ、「増訂」では誤った神経流動説に基づく解説ではあるが、遥かに分り易くなっている。こうした理由から本項では主として「増訂」についての説明を試みよう。

意の欲する所に従つて働く筋肉——すなわち現在われわれのいう随意筋に障害がおこると痲すなわち痲痺がおこる。また、寒熱や痛痒を知覚する機能が減すると痲痺がおこる。神経が部分的に死壊すれば是を痲とはいわない。

痺の病因。脳と脊髄から始まる例の神経線 Zenev-zap (Succus Nervorum)——その中には精氣(靈氣)が流通して、諸筋に循環するのだが、そのどこかに障害がおこると痺がおこる。すでに5 シンキンゲン篇で述べたとおり、神経には「医範提綱」に記された意識神経(随意筋を司る)と運化神経(不随意筋を司る)の二種類があるから、痺がおこったら、その原因がどちらであるかを知る必要がある。さらに、心臓に痺がおこれば卒中風となり、肺に痺がおこれば喘息氣急となり、胃腸に痺がおこれば飲食物と便は転送されず腸に滞積する。大要右のような説明である。

なお、本篇には「西説」「増訂」ともに水銀中毒が説かれている。水銀による多発性神経炎ないし麻痺、すなわち今日公害病としてさわがれている水俣病が、二三〇年前にすでにクローズアップされているのも興味深い。

また、ベリベリと脚気の関係は記されていないが、原著および「西説」には次のように書かれている。

In Oostindien is zeer gemeen een soort van Lammigheid of liever machteleoosheit, welke daar genoemt word Beriberi,……

東方諸国ニ於テハ、一種ノ痺証ニシテ、運動作為生平ノ如ク自由ナラサルノ証ヲ患ルコト常ニ甚タ多シ。其土ニ之ヲ呼テ白栗白栗ト曰フ。

恐らくベリベリということばが日本で記載された最初の文献であろう。このベリベリの原因は患者が炎熱を冒したり、熱性の酒類を過飲したりしたあとで、急に寒気に会うと、稀薄になった神経液が凝結して核となり、流動しなくなる。その結果、症状として四肢が弱くなり、動作に力がなく、運動がにぶくなる。ベリベリはすなわち、神経流動説で説明した脚気にはかならないと思われる。

「増訂」の増註に遠西の名医斯篤兒屈の内科書云々の記載がある。これは薬物に詳しかったウィーンの Anton Fried-heer Stoerck (1731~1803) である。「増訂」出版後約十年を経た天保二年(一八三一)足立長傳が斯篤兒屈の書を翻訳し「医方研機」を著わし、病状と薬劑を記している。

12 水腫篇

毛細管の透透性、濾過圧はもとより、細胞、細胞膜、組織、組織液の概念すら殆どなかった当時、水腫（浮腫）は如何に説明されていたろうか。その要点を解説する。

我々の体内には中腔の臓器（頭、胸、腹）があるが、ここには蒸気が含有されている。脂胞 *Vette zak* ないし脂肪膜 *Membrana Adiposa* の中には脂肪が含まれている。このように健康体では蒸気または脂肪が存在するが、これらの量が増加して其部分が腫脹した状態を水腫 *Hydrops* と名付ける。水腫には部分的のものと全身性のものとがある。

水腫の成因についてゴルテルは自著 *Compendium*（解説ないし概論の意、「西説」では捷徑方、「増訂」では簡易方と訳している。著者未見）に詳述しているので重複をさけるといふ。しかしその要約は次のように記載されている。

水腫の原因は血脈（静脈）および水脈（淋巴管）を圧迫したためにおこる。また、身体内の諸腔には天資自然の蒸気 *damp* すなわち *dauw* がある。これらは動静脈の端末と神経の端末から滲出する。そして、この蒸気は嚥尿管 *opstlopende vaatjes* (*Vasa resorbentia*) で吸収され、やがて水脈（淋巴管 *Vasa Lymphatica*) と血管に入つてゆく。若し嚥尿管の機能が低下したり、その末端がつまったり、吸収される液体の粘調度が増加すると液体がうっ滞して浮腫が生ずる。右のように一応理屈はつけてあるが、はたして嚥尿管が何物なのかの説明がない。

治療法は局処にパップ剤の貼布。利尿剤、下剤の使用である。

以上で発無定処十二篇が終り、十三篇から十九篇までは病属頭脳となる。

×

×

×

13 昏睡篇

大脳生理があるていど解明されてきた今日でも、なお意識と睡眠については不明な点が数多い。本篇では昏睡について大略次のように述べている。

人間は眠る状態と目覚める状態とが交互に存在するのが健康のしるしである。しかし、昼間、仕事をすべきときに眠くなったり、目覚めない場合がある。この中で軽症のものを嗜眠 *Slaperigkeit* (*Somnolentia*) という。その重症のものを昏睡 *Slapsucht* (*Sopor*) と名付ける。平常の睡眠では意識的運動 *willige beweging* (*Motus Animalis*) が全く休息している間でも、それ以外の運動すなわち、心臓、脈行の循環、呼吸、胃腸、腎等は休むことがない。「西説」の文章を引用すれば次のとおりである。

精神思欲ノ運動ハ、是レ睡中ニ於テ休息シ、其他ノ諸物ハ生ヨリ没スルニ至ルマテ、終古^{トコノエ}其官能ノ運営ヲ休止スルノ間隙ナキコトヲ知ル。

「増訂」では右の意識的運動を、「思欲ニ随フ運動」と訳し、細字でこれは「精神ノ運営及ビ眼耳鼻口舌手足腹部陰具等ノ諸部ノ運動ヲ云、是皆我意ノ欲スル所ニ随テ運用シ自由ニ運動挙動ヲ為ス部ニシテ医範提綱ニ所謂ル意識神経ノ循行スル諸部ナリ」と注釈している。それ以外の運動のことは「医範提綱ニ所謂ル運化神経ノ循行スル諸部ナリ」と説明している。

昏睡には次の種類がある。

Slapziekte スラープ病 (*Apoplexia*) 昏睡の度の深いもの、漢人のいう卒中風

Coma コーマ 熱なく徐々に発するもの

Carus カルス コーマの過度のもの

Coma Vigil コーマヒギル 時々わずかに目覚めるもの

Lethargus レタルグス 発熱を伴ったりして症状激烈なもの

Bererte ベルウルテ (Apoplexia) 昏睡病が頭脳に逆上し人事不省となるもの、スラープ病と殆ど同じものと考えられる

しかしこれらは判然と区別することがしばしば困難である。

治療としては刺絡、下剤、浣腸等が用いられる。

14 不寝篇

不寝は不眠 Siaploosheit (Agrypnia または Insomnia) のことである。

不眠は精神のおよび肉体的な過度の労働、疼痛や熱いものを飲んだ時などにおこるが、こうした原因の判然としたものは、その原因を除けば不眠もなおるから、不寝篇からは除外する。これは「西説」八十九章「不寝ノ外因ヲ論ス」に書かれている。九十章の「内因ヲ論ス」では次のように説明されている。

不眠の内因は血液が水の様に稀薄になったり、脳を刺激する内因があつて、脳中から灌注する精気の潮盈が調節されない場合である。さらにその誘因は悪厲な諸病、胆液の病気などであると精氣論的な解釈である。

ちなみに現在の内科書に記されている不眠の原因の項を抜萃してみよう。

不眠の原因は一、外因性、二、内因性がある。外因性と考えられるものは疼痛、高熱、咳、嘔吐、下痢などである。内因性と考えられるものは、脳の血液循環障害、種々の中毒性疾患、精神障害などである。

もちろん、両者の間にはかなりの距離があるが、一脈相通するものもみられる。

不寝の治療にはとうぜん催眠薬 Siapmiddel (睡眠剤) が用いられる。ちやうど、白罌粟(ケシ) 舍利別 Syrup pav. albi ラウダニウム液 Laudani Liquidum 阿芙蓉液、サフラン等の阿片剤 Opium が使用されている。

15 卒 厥 篇

Bezwyning すなわち Syncope は失神のことである。失神すなわち卒厥とはとつぜん意識と運動が消失するものであって、昏睡篇で述べたスラープ病すなわちベルルトとはちがって、一過性に呼吸、脈搏が止って殆ど死者と区別のつかない状態である。フラウト Flaute と呼ぶものは失神の軽度のものであると説明する。ところで Flaute は現代のオランダ語の綴りでは flauwte と英語の fainting すなわち失神と同義語である。「西説」ではフラアウと誤読している。

卒厥は他病と共に併発するものである。したがってカラントレッキング（痙攣）や子宮衝逆（ヒステリー）のさいにもおこる。

卒厥ヲ発シタルハ此其血ノ分量、以テ頭腦ニ輸シ送ルニ足ラサルカ致ス所ナリト察スヘキナリ。須ク患者ヲシテ頭ヲ置クコト卑（低）カラシメ、以テ其血ノ流輸シカタキ者ヲシテ、能ク其頭ニ致シ易カラシムルの策ヲ為スヘシ

右は「西説」九十六章に記されている文章だが、これは現在の脳の貧血ないし酸素欠乏の説明にも似ている。

なお、本篇を読んで大へん興味深いことは、ここで精神と神経の相関関係が論じられ、当時の医学的考察法がよく分る点である。「西説」九十四章には次のように記されている。

造物主ノ肇テ人身ヲ始資スル、其生命ヲ賦シ生活セル元運ヲ与ル所ノ者ハ固ヨリ思議ノ及フ所ニ非スシテ、将タ其精神ニノミ在ルヤ、抑又神経ニ在テ、神経其精神ヲ送ルヤ、若クハ神経精神トモニ是相須テ離レサル者ニシテ、精神ハ即是神経、神経即是精神ナリヤ、予此ヲ究メ極ルコト能ハス
そして、この結論を分り易い「増訂」一一五章から引用する。

精気ハ必ず神経ニ循テ遍身百体ニ流貫普通達スベキヲ復毫疑アルヲ無シ。是レ精気ノ神経ニ流通セザル部ハ必ず生活ノ運動モ廢絶シテ死敗スレバナリ。是故ニ精気ノ運営……暫時流通スルヲ能ハザラシムルノ諸因ハ皆卒厥ヲ発スルノ因ナリト

知ルベシ。

以上は大へんまわりくどい表現ではあるが、要するに（靈液が脳と脊髄で生成され）精神は神経の走行路に従って全身にくまなく伝わるということらしい。しかも部分的に伝わらないことがあれば、これは失神の原因になるというのである。この根本思想は医範提綱の考え方と軌を一にしている。

医範提綱卷一、三腔提綱篇第一

腦髓ハ精神之府。造_リニ靈液_ヲ起_シニ神經_ヲ以_テ發_スニ寤寐動靜運化生養_ノ之機_ヲ一其在_レ脊者_ヲ為_ニ脊髓_ト一○靈液者精微之液也神氣之所_レ資_ト精妙之所_レ成出_テニ於_レ腦及_ニ脊_ニ之髓_ニ而注射_スニ_ニ神經_ニ一

16 頭眩眩冒篇

旋頭眩冒 *Duizeligheit, Vertigo* すなわちめまいは患者が物をみた場合、その物体が動き廻って旋回するよう感じる症状であり、これがすすめば終には卒厥となる。元来、瞳子（瞳孔 *Oogappel, Pupilla*）は静止した状態を見るものだが、頭眩眩冒を患う病人の眼底は糊状 *Papachige* の視神経 *Gezichtenew, Nervus opticus* があるため、物が異常な運動をしているように感じるのである。

頭眩眩冒の原因は動静脈の充血のこともあれば、貧血のこともある。また懐液が眼底に浸淫してもおこる。瘵癰、子宮衝逆や癩の人にもおこる。もう一つの原因は腐敗汚物が胃中に蓄積したときにもおこる。この最後の場合には吐剤を用いるとよい。

以上が本篇の大略の要旨である。右のように大多数のめまいが眼性のものと考えられている。そのため「西説」では細字の注釈で眼の構造六膜、三液、六筋と脳神経がきわめて詳細に記されている。これらは殆どすべてが「解体新書」の説明の引用によるものである。ところが「増訂」になると、これらの説明は全く省略されてしまっている。すなわち、解剖

一、	嗅	現	當
二、	視	神	時
三、	動	神	第一嗅神經
四、	滑	眼	第二瞳神經
五、	三	車	第三(眼)神經
六、	外	又	第四神經
七、	顏	神	第五神經
八、	内	耳	第六神經
九、	舌	咽	第七神經
十、	副	走	第八神經
十一、	迷	神	第九神經
十二、	舌	下	第十神經
十三、	第一	頸	神經

17 精神錯乱篇

精神錯乱シ常ヲ失ヘル者、所謂癡狂、譫妄、痴迷、昏瞶ノ類、皆是ナリ。

「西説」細字の注釈で右のように書いてあるとおり、精神病は洋の東西を問わず大昔から広く知られていた。この篇に述べられていることを左に要約する。

精神錯乱 Yhooftigheid イイルホーフヂフヘイドは譫妄 Delirium テリリウムと同じで、これまで常人だった人が、理性を失い変質した状態をいう。これにはおよそ次のものが含まれるが、その区別は判然しない場合が多い。

① イポコンデル Hypochonder 精神錯乱の軽い状態をいう。すでに9篇胆汁敗黒病でのべたように、敗黒胆汁が静脈の血に混じ脳に昇ったものである。

② 痴迷の症 Gekheit ゲキヘイドまたは Zothheit ソーヘイドこれは熱がなくて精神状態の異常がすすんだものをい

のことは「解体新書」と「医範提綱」に委せようという玄真の態度がうかがわれるのである。

なお、めまいの原因は現在では眼性のものよりも、耳性、すなわち迷路性ないし前庭神経性のものが最有力と考えられ、中枢神経性、心性、循環性、消化管性、薬物性など多種多様に考えられていることを付記しておく。

蛇足ながら「解体新書」巻の二に記されている当時の脳神経と現代のそれとの比較をかかげておく。(岩波、日本思想大系洋学下「解体新書」小川鼎三、酒井シヅ校注参照)

う。

③ 癡狂 Dolheit ドルヘイドまたは Raseriy ラセルネイ 痲迷の度がさらにすすみ、長い間治癒しないもの。

④ 譫妄 Lichthoofdigheid リクトホクヂヒヘイド 発熱と精神異常の共にくるもの。

⑤ 熱毒発狂 Uitzinnigheid ヲイトシンニヒヘイドまたは Furor ヒウロル

以上は原因は同じでも症状はさまざまである。それは、あたかも同じ酒を飲んでも酔った症状が多種多様であるようなものである。

右のほかに Ylende Koorts イーレンデ^{ニル}熱、すなわち Razende Koorts ラーセンデ^{ニル}コールツまたの名 Phrenitis プレニチスがある。これも高熱の病気にさいしておこる精神錯乱である。この原因は次のものが考えられる。

① Ontsteking ヲントステッキングすなわち Inflammatio (増訂)では「焮衝」と訳されている)が脳に昇った場合。これは脳に膿がたまるため、これを排除するのが困難で治癒しにくい。

② ロース Roos (英語の rose) すなわち丹毒 Erysipelas の熱毒が脳にのぼった場合。

③ 血液中の熱毒が頭脳に昇った場合。

また、すでに寒熱篇で触れたように、尿中に白涎(白濁)があるのは、汚物が排泄され病状の経過がよいことを示すが、尿中に白涎がなく清澄なのは、熱毒が少しも下降排除されず脳中に滞止留着する症候で、予後不良を示す。

治療法は相変らず刺絡、下剤が用いられ、甚しい頭痛には酔にひたした布切れの湿布が賞用される。

右のように現代医学の考え方とはかなりかけ離れている。現在では尿混濁の原因は尿酸塩、炭酸塩、磷酸塩、碳酸石灰など、特殊な場合に脂肪、細菌などであることが分っている。熱病にさいして混濁尿の方が治癒機転を示すという当時の考え方も興味深い。

原著

絵巻物に描かれた日本の医療

樋口 誠 太郎

日本医史学雑誌・第二十卷
第一号・昭和四十九年四月
昭和四十九年三月十一日受付

一、はじめに

歴史的な視点から医療行為を行う者（広義の医師）と病人の関係、或は病人そのものの様子がどのようなものであったかということをも具体的に知る手がかりを求めようとする文献のみで、これを実証することは非常にむずかしい。特に時代が古くなるほど用語の難解度が増わり、見解の多様化現象を招くことが多い。

私が本稿でとりあげた絵巻物は、このような従来の研究上の難点を解決する上では、一つの手がかりとして、考証を加えてみる価値のあるものではないかと考えている。

絵巻物は、平安時代末期より近世初頭までその成立の幅の広さと、大和絵的手法による描法の写実性という両面から医学の歴史を究明していく上での資料として、もっと注目されて良いものではないかと私は考えている。

特に絵巻物にとりあげられている題材は非常に広範囲で、内容も当時の人々の様子をかなりくわしく描き出している。これらに研究のメスを加えることは、医学をとりまく文化的、社会的環境、医療行為と病人の関係、など人間的側面から医学を探究する良き資料となるであろう。

私は、医史学的視点からこれらを究明する上で、医師・医療・病人の三者の関連を次のような構造で想定してみた。

旧来、医学の歴史的視点からの研究は、技術的側面からのものが多く、人間的側面即ち文化的社会的環境の面からの究

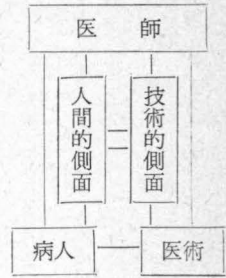


表1 医療行為の構造

明が広く行なわれていたとは、いえない。その原因はいろいろあると思うが、その主たる原因の中に、研究の対象とすべき原資料が充分整理されていなかったことも大きな原因であろうと考える。

最近、絵巻物の研究は、単に美術的価値を論ずるばかりではなく、史料としての価値の究明もさかんに行なわれて来ており、私などがこれらを取りあげるとき、かなり多くのものに目を通すことが可能になっているので、今回その一部を取りあげ、絵巻物が医事資料として、どのように活用できるかということを中心に述べてみたい。

二、医事資料としてみた絵巻物

(1) 絵巻物に描かれた医療行為の特色

絵巻物は大和絵の一種として、物語絵或は絵詞などといわれ平安時代末期から、江戸時代直前まで作成され多くの人々の目にふれていたことは、良く知られている。しかしその最盛期は、中世でありわれわれが資料として活用する場合・その描画の正確さなどの視点から検討するならば、中世の事象を描いたもので、中世に成立したものを、第一にとりあげるべきであろう。

これらを描いた人々は、一般に土佐派とか住吉派とかいわれた絵師の集団であった。また僧侶もこれに加わっていたといわれるが、如何なる人物が如何なるものを描いたか・明確なものは、余りない。ただ現存するものの中に、「利生譚」、「聖絵」などの類が多いことから相当数のものが存在したであろうということを推測する程度に、現在のところはとどまるのみである。

絵巻物の内容は、大別して次のように分類することができる。

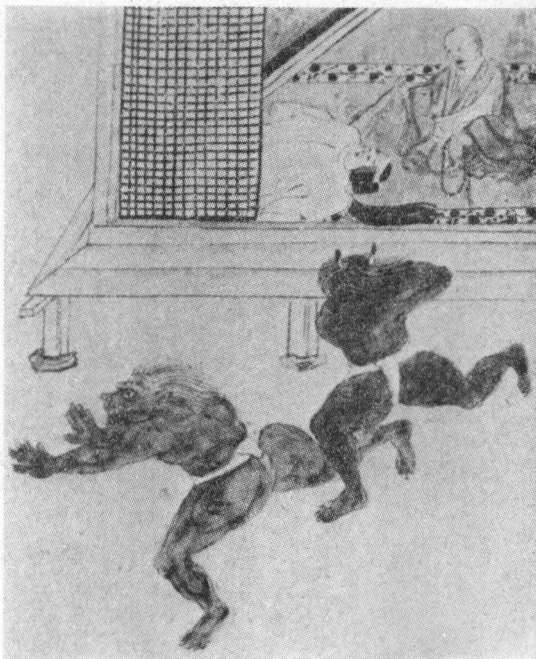


図1 光明真言功德絵詞
僧侶の功德で逃散する疫病神

表二 絵巻物の内容による分類

- (一)物語を中心としたもの(物語絵)
- (二)合戦に題材をとり、個人の戦功などを描いたもの(戦記絵巻)
- (三)利生譚といわれ、神仏の靈蹟を中心に描いたもの(縁起絵巻)
- (四)聖絵といわれ、聖人・上人など宗派の宗祖の一代を描き布教活動の一助に用いられたと思われるもの。
- (五)その他(六道絵などの如く主として宗教的視点から人間の罪業を中心に描いたものなどがある。)

またこれらの絵巻物をみると、直接に医療行為を描いたもの、即ち医療行為を表現する目的で描かれているものと、間接的に医療行為を描いているものに分けることができる。

また人物を中心にして別の視点からみるならば、次のような表現上の分類ができる。

- 一、病床にある人間を描いたもの。
- 二、病気の状態の人間を描いたもの。
- 三、医師・薬師薬屋などを描いたもの。
- 四、祈祷僧、祈祷師を描いたもの。

なお、これらの人々は、別々に出てくることは、余りなく、同一画面に、病人と医療行為を行なっている人物として描かれているものが多い。さらに病気を描く場合に、これら人間外のものとして、疫病神・疫鬼が描かれる場合が多いが（図1）、これは当時の人々が病気を如何なるものとして考えていたかを考証するには良い資料であるといえよう。

さらに、これらの内容を見て、注目すべきことは、これらの描画が必ずしも個人を対象に医療行為を行なっていることである。我国における漢方医学は、中国の伝統を継承しこれに日本人独自の発想と手法を加味し、長年にわたる治療経験とが総合的な人間観の上に樹立されている。故にその治療法はいつも個人としての人間を対象としている。これに対し西洋医学は人間の病気の原因を人間の個体のなかにある異状という視点からとらえようとしたため分析的人間観（解剖重視などもその一例）が確立していて、それだけに論理的に整理され、体系化されているともいわれている。また西洋医学はその特色の一つに、集団に対処する方法をもっていたともいう。これは、ヨーロッパ諸国が大陸で地続きのため、流行病には、国境がなく全土がその被害に会うことから来たものであろう。しかしこのような条件は、島国の日本でも同じようなことがいえると思うが、集団への対応という視点が医療の中に余り顕著にみられず、特に絵巻物などでは、集団への医療行為が描かれなしい病人の集団を描いたものもない。ここに東洋と西洋の病気に對する思潮そのものの相異を考えないわけには、いかないと思われる。なお我国においては、集団に對する医療行為が全く存在しなかったのかということとは別で、例えば忍性（真言律宗の僧）が西大寺にいたころ経営したといわれる北山十八間戸（奈良市川上町字坂の上）は、医療事業としては、もっと注目されてよいものであろうと思われるが、これが発展しなかったのは、寄進の中心であった当時の名主・庄官クラスの寄進の目的が全て、自己の現世利益追求のためのもので、慈善救済のための寄進がほとんどなかったことに原因があったといわれている。このようなことから、当時の人々の病気に對する考え方の一面を知ることができよう。絵巻物でも流行病にかかった集団を描いたものはほとんどなく、流行病にかかった個人を描く程度にとどまっている。

(2) 絵巻物に描かれた医療行為

絵巻物の中から医事資料となるべき部分を抽出すると、その量は、かなり膨大なものになるので、一応本稿では、ごく一般的なものとして、現在かなり多くの人の目に触れ得るものを対象として、特殊なものは避けた。

また、医事資料として、その対象となるべき絵巻物は一般的なものといわれるのがこれだけしかないということでもないので、特に本論を展開する前提として理解していただきたい。また本稿では、先に私が医史学会例会（四八年十一月）

表三 絵巻物にみる医事史料の蒐集・分類（一部分を掲載）

No.	絵巻・名称	成立期	医事史料としての対象	信頼度	備考
1	源氏物語絵巻	平安末期	病床に伏す人物・病人	○	柏木を見舞う夕逆（柏木） 紫の上をいたわる光源氏（御法）
2	光明真言絵詞	不詳	病氣・祈祷・疫病神		
3	泣不動縁起	鎌倉末期	病苦・祈祷	○	
4	病草紙（異疾草紙）	鎌倉期	病状・医療	○	
5	餓鬼草紙	伝鎌倉期	出産		
6	職人尽歌合	室町期カ	医師・調葉	○	
7	親らん上人絵伝	南北朝期カ	調剤器具	○	
8	聖徳太子絵伝	不詳	調葉の様子		
9	春日権現記	鎌倉期	明恵上人橘氏夫人病気を治す	○	
10	東北院職人尽歌合	鎌倉期	医師（風俗）	○	

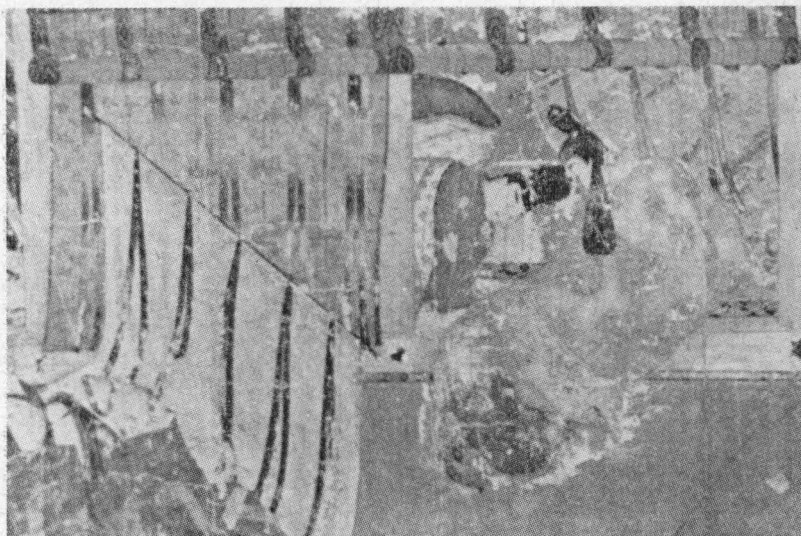


図2 源氏物語絵巻(柏木) 柏木を見舞う夕霧

に於て発表のとき、スライドにして引用したものを中心にとりあげた。

次に、私が表三でとりあげた、それぞれの絵巻の、どの部分を、医事資料の対象としてどうみているかについて、述べてみたい。

第一にあげたのは、「源氏物語絵巻で」あるが、これは、私が主題としてとりあげた「医療行為」とは、直接関係をもたないと思うが病人を描いていることから広義の医事資料として、あえてとりあげてみたものである。源氏物語のストーリーの展開過程の中で「あわれさ」を表現するパターンとして病氣と死がかなり重要な部分を占めていると思われるし、絵巻でもこれを表現する上で相当工夫して描かれている。図2は、柏木が女三の宮の出家したことをきき病氣になってしまい、帝がこれをあわれに思われ、彼を権大納言に任命された。光源氏の長男で柏木のいとこにあたる夕霧がお祝いと病氣見舞いをかねて病床に駆けつけるが柏木はやっと枕をたてて夕霧に應對する。その表情は、すきとおるよう、美しいと詞書きに概略表現されているが、この場面は、図2で示されているように、病床に伏しても烏帽子を冠っている柏木を描いている。当時(この絵巻物が成立した時点においても)烏帽

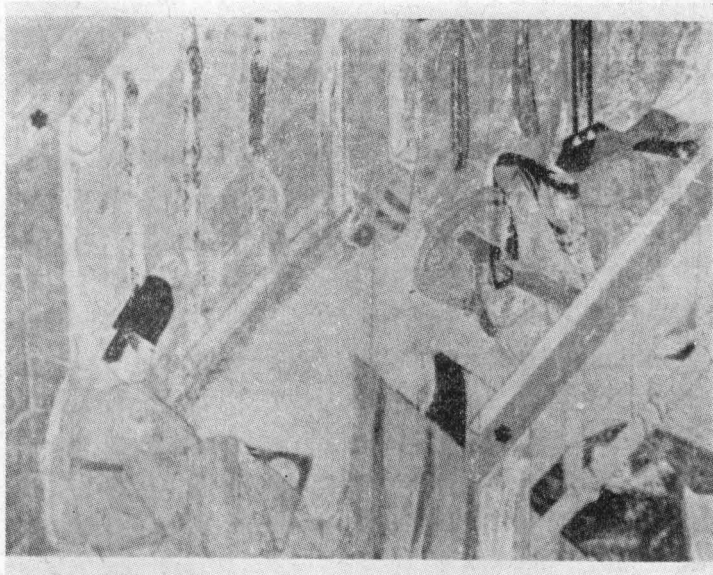


図3 源氏物語絵巻「御法」紫の上をいたわる光源氏

子は現在のものの如く硬いものではなく、柔かいもので、その当時の人々の結髪との関係からも、我々が想像する以上に生活に密接に結びついたものであったようである。柏木は、この後に死んでしまうのであるが、病人でも、その表情が美しいことが付加されている。また病人の表情を描いても、同じ源氏物語絵巻の「御法」^{みのり}図3に描かれている紫の上は全く異なっていて、その表情は暗く表現され脇息にもたれ、せつなげに描かれている。これは絵の具がはげおちたとか化学変化をおこした様子もなさそうであるし、特にこの紫の上の顔だけ色が異なっていることを考えなければならぬ何種類かの解説書を見たがこれを指摘したものもないので、病人をあらわすための絵師の意図的な手法としてとらえてもよさそうに思われる。

第二は、病気にかかった人の苦痛とこれをやわらげるために行なわれる祈禱を描いたものについてであるが、これをとりあげているものとして「光明真言絵詞」の一場面がこれである。壁が破れ、家も傾きかけたように描かれていて、いかにも貧しい家の様子を写實的に表現している。その家の中で、子供が苦しんでおり、祈禱師が、まじないをやっている。病氣と貧困の関係がそのまま描き出されているような場面である。しかし、これを描いた絵師が病氣は貧しさから……と意図して描いたかということは、断言で

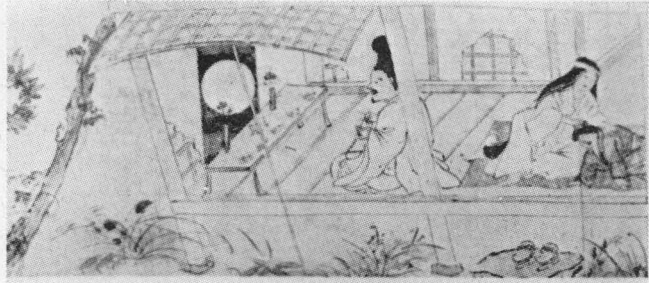


図4 「光明真言絵詞」病気に苦しむ子供と祈祷師



図5 「泣不動縁起」病苦に苦しむ人に施薬と祈祷が行なわれている

きないが、結果的には、そのような事実が描き出されているということは、いえそうである。

第三は、病人の苦痛の様子を描きまた祈祷と施薬が併行して行なわれたことを示すものとして「泣不動縁起」の一場面がある。

この場面は、一方では病気に苦しみへどを吐いている病人に薬壺を手にした稚児と看病の僧侶が描かれ、他の部屋には、不動明王の絵を掛けて僧侶が一心に祈祷している。これは三井寺の不動信仰に伴う靈顯談を描いたものであるが、前の図5と比較すると経済的に恵まれた者は、祈祷と併せて、施薬を受けて病気の治療をすることができたというような中世の医療の様子を具体的に知ることができる資料ともなるであろう。

第四に、医事資料として、絵巻物を取りあげるときには、必ず出て来るし、またこれを取り上げぬものはないといわれるほど有名なものとして「病草子」がある。別名「異疾草子」ともいわれるが、これは原本の古い写しであると解釈されている。その内容は改めてここでとりあげる必要もないと思う。各種の病気を断片的に描いたもので、一巻十四図と詞書きから構成されている。

しかし旧来この絵巻を、餓鬼草子や地獄草子などと一連の六道絵と見ることは、賛否両論があり、結論が出ないよう

である。このような主題の絵は、宗教性よりも世俗的で珍奇なものを対象として描いた傾向があり、このような意味からは古來各地より、珍奇なできごとを朝廷に通報するという永い習慣の上に立脚した絵の部類に入る。宗教性が見られないことは詞書きを見ればすぐ判ること、それ故に、この絵巻は報道画的性格をもったものであるといえよう。それ故に、文学的価値は欠如するが、絵に全てを語らせているという特性があり迫真性にあふれている。眼病治療の段などは、この良い一例であるが、全てがこのような要素に満たされているとはいえないこれは、絵に出来、不出来があるのは仕方がないことなので、これらを全体的に同一価値で見ても構わないという注意がありさえすれば良いであろう。

またこの絵巻がもつ報道画的特性は、この絵巻の詞書きの中にも見られることを述べたが、ここにその一例を「小舌」の詞書きからみてみよう。この詞書をみると「こしたといひて、したの根にちみさきしたのようなるものかさなりておひいつることあり、やまひおもくなりぬれば、はらにはうゑたりといへとも、のむと飲食をうけず、おもくなりぬればしぬるものあり。」と記されていて、このような詞書きの中からも、宗教性はあまり見出されない。

また、この中に出て来て医療行為にあたっている人々であるが、僧侶のような様子をしたもの、一般人のようななりをしたものなどさまざまであり、今昔物語などに出て来る「下臈医師」というものが、この絵巻の中で医療行為に当たっている人々なのではないかと思われるが、これはもつと文献面からの究明が必要であり、これがある程度明確化されれば中世の医師の体系が判然としてくると考えている。

第五に純粹の医療行為ではないが、医療と分離して考えることができない、調葉関係の薬師の資料であるが、これも絵巻物の中に、さまざまな形を描かれている。これらの仕事をしたのは、医師・薬師ともどもであったと考えるが、今回は、医師の調葉の場面を描いたものを取りあげてみた図6。同じように医師の姿を描いたものに、「東北院職人尽歌合」があるが、今回私がここにとりあげたものは、ずっと後の時代のものである。そのためか服装なども、どちらかといえば略装化して描かれている。しかし「職人」という部類の中に入っていることは、同じである。東北院職人尽歌合が旧來の

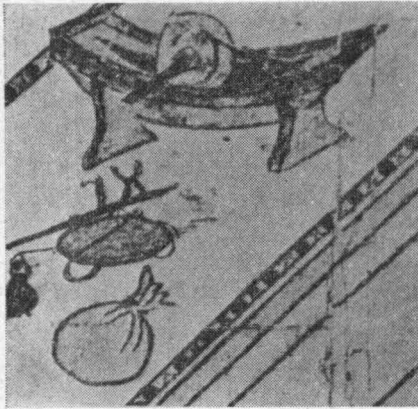


図7 絵巻物に描かれた調剤用具



図6 職人尽歌合絵巻医師の調薬の様子

説のとおり鎌倉末期のものとするれば、今日とりあげた職人尽歌合は室町期とされているので、この間ずっと医師は、民間に在っては職人の部類に入っていたものと見てよいであろう。ただし「職人」ということばのイメージを今日的なものと同一視しては、ならない。

また、調剤用具であるが、この絵巻にも薬研、鉢など、乳鉢の役目をはたしたものと見られる摺鉢などが描かれているし、本図でも右側の弟子のような男が薬研を使用している様子がみられる。

またこのような調剤用具は他の絵巻物にも描かれている例図7が見られる。

室町時代に入ると、薬屋が京都の町なかを描いたものの中には見られるようになる。(但し絵巻物の中には適当なものがないのでとりあげない。)これらの薬屋がどのようにして商売をし、どこがこれらを総括していたかを考証する手がかりは、権大外記中原康富の日記「康富記」の中の嘉吉三年五月二日条に「(前略)入夜伴鴨権禰宜祐顕、向施薬院使丹波盛長朝臣宿所、諸薬商売之干駄櫃申問事為談合也。薬売者施薬院所相計也。仍下知状可出之由領掌之、無子細者也。如令条

者、諸国貢進之薬種被收納施薬院興薬寮等者也、薬生事、同為院使所成敗也。盛長朝臣語云、近来ハ絶了、我父祖之時、諸薬商売之輩下知状書与之者先例也云々、予案ニ令第二典薬之下、種採薬園諸草薬及教薬園生云々、(以下略)」
なおこれに続いて許可証の手数料が五百疋であったと記されている。

この康富記の記事で、薬屋の売薬許可証が施薬院使の権限で発行されていたことがわかる。当時「売薬」という商売に、鴨権禰宜(賀茂神社)や施薬院使などが関連していたということは、医療(薬事)のもつ宗教的背景として甚だ興味深いことであるといえよう。

三、絵巻物に描かれた人々の生活と医療

絵巻物がさまざまなテーマで描かれ、その中には、それが描かれた時代の人々の生活がいろいろな形で描き出されている。主題をはるか昔に遡ってとったとしても、実際に絵巻に表現されている人々の姿は、装束や故実的内容面は別としても、大体その絵巻が成立した年代とあまり遠くない時代の姿が描かれているものが大部分であるといえよう。従って、主題にとりあげられた「ことがら」と絵巻が成立した年代が近いものほど、より正確な表現がなされており、信頼がおけると見ることが一般的であるといつて良いであろう。

それ故に、絵巻物は、その美術的価値と共に、良い作品は同時に当時の人々のすぐれた生活の記録として、その資・史料の価値も大であると私は考えている。このような点から考えれば、絵巻物が盛んに作成された中世における人々の生活の実態は、文献などの裏付けを、厳密に行ないながらこれを検討することによって、より一層、明確になっていくと考えている。

病氣と加持祈祷ということに、例をとって見るならば、日本では、神仏の力によって疫病神を退散させる。そのためには、神の力とか仏の力、即ち良い力によって、悪い力を除去する。このような除病行為をなし得る者は、いろいろな行を

して、神仏の力を自分へ引きつけ靈驗（或は不思議）をおこさせる能力をもつ者であるという見解が成立する。それで病気が治るということは、神仏の靈驗があったということになるであろう。

このようなことから宗教関係の絵巻の中に疫病神を退散させた高僧のことや病気を治した靈蹟のある神仏のことが出て来るのであって、一方では、当時の人々にとって病気は生活の一番身近にある災禍でもあり、理解しやすいものであったためであろう。これらに関する実例は、すでに前に述べたとおりである。

中世全体からみると、医学の歴史の上では民間医も登場し、その専門領域も次第に確立分化の傾向にあり、医学に関する研究書も出ているが、まだ一般庶民が気軽にかかれるほどのものではなかったようである。

それは、一般庶民には、病気にかかる原因が疫病神につかれたと信じられていたし、これを防ぐためには、自分の心や身体を清めたり、精進をしたりして神仏の加護を乞ひ祈ることで、疫病神にとりつかれずにすむ、即ち病気にかからないと信じていたことによるものであろう。

絵巻の中に、病気が「応報観」をもって描かれ、宗教がこれを、その呪術性によって除去するというパターンをもってしているものが多い、これは当時の人々がこれをごく自然に受け容れていたためでもあろう。しかしこのような中にも、施薬の事実があったことを示すものとして、調剤器具や薬壺が描かれていることである。神仏の加護や、呪術だけに依存しているのは、経済力のない貧しい人々で、僧侶といえども仏の力のみ依存するだけではなく、薬を服用している様子が絵巻に表現されている。神や仏の力だけで、病気は治らないことを一番良く知っていたのは、僧侶や呪術を行う者たちであったのではないであろうか。

なお「病草子」などに描かれている医療の様子を見ると、技術的にはさまざまな方法が行なわれていることや、多種多様の病気が存在したことが判る。病気は階級を選ばないが、医療を受ける人々には、経済的に規制を受けた貧しい人々、すぐれた医者にかかれる富める人々があったという実態が絵巻の中に、良く表われている。

四、ま と め

絵巻物に描かれていることを「絵そらごと」としたり、美術的価値づけでのみ見ていくことは最近では少なくなりその内容もさまざまな面から探究されるようになってきている。歴史は文献研究が第一とされているが、文字に表現されていることは、とかく現代の我々の生活経験にあわせて考えられやすい、この様な面を補う手段の一つとして、文字より具体的に表現された「絵画資料」としての絵巻物を今回とりあげ、この中からどんなことが考えられるのか、それを全体的にとりあげることは困難であったので、医史学会の例会で発表した範囲のものを提示した。絵巻物は、国宝級で百五十点前後、その他を含めると三百点以上になるであろう。その全てが医事資料として活用できるものではないが、今後これらを個々に分類・整理し検討することによって（医史学関係資料として）、かなりユニークな資料がまとまるのではないかと、私は考えている。それには、文献・文書等の研究が併行して進められなければならないが「医療の歴史」の面からみればはじめの項目のところでは私が述べた如く人間の側面或は文明的視点から「病人と医療」の関係を明白にして行くことができるとはならないかと考えている。

The Medieval Japanese Medical Treatments

viewed from Picture-Scrolls

by Seitaro HIGUCHI

It is difficult to know concretely the medical treatments and the relation between physicians and patients only from documents. In this paper, the author discussed them making reference to the medieval Japanese picture-scrolls.

ポール・ストラディン医学史博物館長

ヘルタ・ハンセン館長の死を悼んで

弘前大学医学部麻酔科 松 木 明 知

ソビエト連邦ラトビア共和国リガ市のポール・ストラディン医学史博物館はソビエト連邦唯一の医学史博物館である。筆者はここ十数年来、日本種痘史とくに中川五郎治に関連してハンセン館長に種々お世話になった。

ハンセン館長には日本でも早く同様の設備を持つようと激励の手紙と種々の史料を送って戴き、筆者はこれを日本医事新報誌に紹介したことがある。

残念ながらハンセン所長は昨年八月十七日逝去された。丁度筆者が米国留学中であり、その死を知ったのは今夏のことであった。この度後任のレベドコーバ博士よりハンセン博士の略歴について報告を受けたので左に記して冥福を祈りたい。

ヘルタ・ハンセン博士は一九〇九年九月二十九日リガ市の勤労者の子供として生れた。一九三二年ウクライナ共和国のカルコフ医科大学を卒業し、同時に講師として採用されまた研究を続けた。

第二次世界大戦中はソビエト連邦の公衆衛生局に勤務した。

終戦後博士はリガ市に帰り同市の公衆衛生局の組織の指導者として活躍し、またラトビア共和国議会の一員としても尽

力した。とくにラトビア共和国における公衆衛生局の改組と発展に並々ならぬ努力とした。

一九六一年二月から死亡する日まで、博士はポール・ストラディン医学史博物館の館長として館の発展に尽し、ためにソビエト連邦の内外にまでその名を知られるに至った。

ハンセン博士はラトビア共和国の党の指導者の一員であり、社会活動にも極めて熱心であった。ソビエト医学史学会会員、ラトビア医史学会会員であることはもちろんのこと、ラトビア共和国の労働者の代表としても活躍した。

ラトビア共和国は博士の功績に対して「ラトビア共和国名誉医師」の称号を贈った。

文 献

(1) 松本明知 ポール・ストラディン医史博物館、日本医事新報二二六三号、昭和四三年九月

Death of Dr H.Hansen, The Director of Paula Stradine Medical Historical Museum

Dr H.Hansen, the director of the Paula Stradine Medical Historical Museum, located in Riga, Latvian S. S. R., U. S. S. R. passed away on August 17, 1972.

She was born in Riga on September 29, 1909 and graduated from the institute in Kharkov of Ukrainian S. S. R. and served in this institute as instructor.

During world War II, she worked with the Public Health Organization Department of the U. S. S. R.

After the war, she went back to Riga and made much contribution to development of the Public Health Organization.

From February of 1961 till the last days, she headed the P. Stradine Medical Historical Museum, which, so far, has been widely known as a large-scale institute of medical history in U. S. S. R.

浅井家文書 一

竹内孝一

一、浅井家の家系について

浅井家は、愛知県豊橋市花園町（旧三河国吉田宿抱六町並下り町）に医業を以って代々此の地に居住する旧家である。其の家系に關しては、第二次世界大戦中に、戦災を受け、関連文書の一部を焼失してしまつたため正確なことは知り得ない。元禄年間の吉田町方絵図・正徳年間の吉田町二十四町指出帳、宝暦年間の吉田藩御領分御改帳には、浅井なる医家は載っていない。しかし元禄年間に作成されたと思われる「吉田古図」（明治期の写本）には、小島義庵・利光礼・相撲李磧等の医家が載っている。この中の小島義庵が浅井家の祖先に当することである。現主、浅井岩次氏（明治二十九年生・京都大学医学部卒・皮膚科・泌尿科）の口述によると、その家系はおよそ次の通りである。（同家の過去帳による）

小島碩庵（号義庵）——裕節——（浅井と改姓）祇庵——順庵——玄素——弁安——養順——宗臈——寛備——常三——岩次。

初代小島碩庵（義庵）は、その伝によれば、小島三郎高德の後裔という。元和・寛永年間に三河国渥美郡吉田城下に居住し医を以て業となす。正保年間吉田城主小笠原老岐守忠知より食禄を受け。寛文九己酉年十月九日歿す。

二代、小島裕節（義庵又は玄素）は、吉田城主山城守長矩及佐渡守長重に奉仕す。元禄十丁丑六月十五日歿す。

三代、小島祇庵（義庵）は、吉田城主小笠原佐渡守長重が元禄十丁丑年武州埼玉郡岩槻へ移封されたも当吉田に留り医業を営む。よつて浅井と改姓する。宝暦元甲申年九月二十九日歿す。

四代、浅井順庵（裕庵・弁安）、寛政二己巳年十二月二十二日歿す。

五代、浅井玄素（順庵・弁安）、安永九庚子年二月七日没す。

六代、浅井弁安は、遠江国磐田郡伊平村の医家山内玄察の婿養子となり寛政九丁巳年七月三日歿す。

七代、浅井養順（弁安）は、文化九癸申年六月五日歿す。

八代、浅井完臈は寛政六年（天保十三年）現在、浅井家に残る史料及書簡はこの完臈から以後のもので、彼は諱は茂喬（モリカ）、通称宗臈、医名を弁安と称していた。終戦以前浅井家の菩提寺である喜見寺に「藤原法眼茂喬の墓」があったが、終戦後墓地整理によつて失なわれ現存していない。完臈は寛政六年浜松に生まれ曾父は陸国磐前郡城平城主安藤对馬守領内馬目村郷土馬目七郎右衛門信忠にして、父は浜松藩医馬目玄鶴で其の二男として生る。のちに浅井家に養子として迎えられ、浅井家中興の祖ともなり、その医名は三河国一円に拡がったという。完臈茂喬は、鈴木春山と同じく錦小路家で医道の免状を受け後に富小路卿のお出入医となり法眼の位を受けた（註）。文政九年飛鳥井雅久卿より梅嶺の号をうけ、和歌の方でも汲月と号し、多才の人であった。天保十三未寅（一八四二年）八月九日歿す。

九代、浅井弁安（文政五年〜明治二十年）諱は寛備、幼名は岩之允、医名弁安と号す。幼にして吉田藩校に学び十六才にして、田原藩医、鈴木春山について蘭医学を学ぶ。天保十二年三月江戸に出て田原藩士屋敷半蔵門外邸に留まりて藩士の治療を行うかたわら箕作阮甫につき蘭学を学ぶ。天保十三年父完兎の死によって帰国し、以来家業を継ぐ、嘉永七年吉田城主松平信古の御出入医となり、文久三年藩待医となる。資料(一)豊橋医学舎設立願は、この弁安によるものである。彼は、生来病弱にして早く隠居し、家業を男常三に譲り、後輩の医学向上に努め自からも上京して、池田謙斎、坪井芳州、石黒忠憲、大槻俊齊等と交り、或は名古屋の伊藤圭介、山崎玄庵とも親交があった。大沢玄龍（大沢謙二の養父）鈴木玄仲と共に吉田の三医の名あり。明治二十年十月十六日、六十六才にて歿す。

十代、浅井常三（嘉永二年〜昭和三年）

幼名恭太郎、通称常三、諱虔謙、父、浅井弁安に、三男あり。

長男は、常三、二男は早逝し三男を二郎と云う。吉田の医家新藤家（註）に入り、大学東校に学ぶ。明治十二年十月十八日卒業、文部省初の海外留学生として、梅錦之丞、清水郁太郎と共に独乙国に留守するも病を得て帰国す。明治十六年九月に愛媛県松山医学校々長、続いて十九年には、内務省技師として全国の医師開業試験検査官として各地を巡り、二十二年辞職豊橋市曲尺手町で開業す。昭和八年二月八日七十八才にて歿す。

十一、浅井岩次（生存）

二浅井完兎について

(1)完兎と渡辺華山との関係

完兎と鈴木春山とは、格別の親交のあったことは明白である。完兎危篤の報を弁安に通知した書簡がある（後述す）。しかし華山との関係については、一通の書簡すら浅井家に残っていないが、有名な「ヒボクラテス像」を華山に画しめたことで判然としている。即ちこのことは、完兎が知人である春山を介して幽囚中の渡辺華山に、ヒボクラテスの画像を依頼した。此の画は今でも浅井家の家宝の一つとなっているが、此の時に弁安は父の意をうけ春山と共に華山の処へ依頼に行っている。

華山は天保十二年田原に於て自刃しているがこの前年（天保十一年）に紅毛人の画像を完兎に書き贈っている。

このような事実は、両者の親交が深かったことを実証するに充分なものであるといえよう。

なお、この「ヒボクラテス像」の画稿のみ現在数枚伝世されているが、華山画の山水・特に人物の画稿なるものは稀であり、私も亦余り経眼していない。華山の人物像から類推するに、紅毛人の画像をウカツにも残す程の不用意な武士であったとは思われない。華山の門下生には平井顕斎の如き善意の模写の名人があり私見を許さるるならば、これらの模写が現存に伝世したのではないかと思う。この点先学諸賢の御教示を賜りたい。

(2)完兎と三宅友信との関係

完兎と田原藩の三宅友信との関係についても現時点では明白で

(註三)

はないが、紫田伸吉著(昭和十五年)「善伸翁をめぐる書翰集」の中に浅井完晃に関するものがあるのでここに引用する。また紫田猪助(善伸)との交友関係については後述する予定であるが、ここにその一端を提示する。

史料一

天保八年三月四日 田原藩鈴木春山来、江戸より正月末に帰りし後始めて来しなり。蘭学傍江戸に三年斗も居候なり雅海舄みやげにくれ候。日暮に帰る。宿と言浅井官長大病にて呼に來り先刻診申候様子見にゆかねばならぬと帰る。五月七日収次(善伸の男)を診すれば収次の薬マクネシヤ等の薬法致しくれ候。浅井官長にマクネシヤ持來あり取寄すべしと言う。

天保十一年六月十一日夜春山来、五月廿六日問合の事に就て來りしと申す。浅井官長あとより來る迄可咄と也。政記、通議し外更等の咄致す。田原候御加番へ春山供に行く。又は蘭家の学を致したる故、省かれたる也と、華山の故徴にこりて也と。官長來りて共に歸り行く。

同九月五日、浅井官長云、官長は浜松藩主井上候の人也。浜松生れの由也。春山など心易し、官長内話。当六月花火の時、田原先公の御弟幸藏様と申、今は田原に御住居也。以前江戸スガモ御住居也。内々花火見物に御出、春山同道にて微行の由也。官長は承知して居れ共何れが、幸藏様とも分らぬ体也。御堂の地つきの所へ涼台を出し御見物也。酒肴も出候。後に札木へ御同道、楼に登り妓を出し、幸藏様三弦を弾し其

の様子行届けり。ケン杯遊ばしたりと、夫より牟呂へ夜中御出船にて御帰由也。

これによって、完晃は三宅友信とも親しかった事を知ることができる。

完晃と蘭学に就いては、春山との親交の上よりみて当然蘭学の指導を受けていると思われるが、確証がないために略す。天保年間錦小路家にて漢方医学を学び、東三河地方における重要な人物であった事は、後述の書簡によっても伺い知ることが出来る。

・ 以上は現主、浅井岩次先生の御教示及御稿閲によるものでこれを感謝す。

三、浅井完晃関係書簡(全)

1、医学館日掛通(木版)

一、今依神農殿并医学館再興於此処医道興隆之為遠近之生徒をを教育せられ、或は其志す所に用る可然師を求め、宜しく勤学せしめ、其本意を失はしめず普く医道勤学長久之基を開かれ度。尤も此館に入之徒は、此処を旅館とし、三度之食用に於ては廉薄を以て扶助に致度、甚孤独難波之輩之は例月施薬に致し其窮を救ひ被被申度御宿望に御座候処、御自力ニ而は難被行届是によって、医学館常用并施薬日掛して、諸医師方江日掛御頼入被成候。尤一口に付壹ヶ年分私、銀三匁六分と相定夫々の其家柄ニ応し精々御加入之程御頼申入候事。

2、食用之定(木版)

朝飯粥、中食一汁一菜、夕飯湯漬

医学館江參集の方々合鑑御持參被_レ成候事。

掛銀取集人駄被_二差出_一候節、合鑑并_二割付御持參為_レ致候。尤合鑑

引合不_レ用候ハバ之掛銀御渡之儀堅御断申入候事。

天保十亥年

今城殿

御役所刷

3、証

金巻両之内

①一、金百疋也 刷

右神農殿為御助成_二被_レ成_一御進納_一候旨速_二可_レ及_一被_レ露_一者也。
(露カ)

天保十年
辛丑七月

医道御家元

(印文・日本医殿役所)
刷 錦小路殿役所

市川直記 刷

吉田宿浅井完晃老

4、奉_レ窺口上之覚

(蒲郡市)

一、別紙口上書彦通西郡辺維合医師中_方被_二差出_一候ニ付、年番差
添被助及講処右書附之趣ニテハ從先ニ被_二仰渡_一置候医道御規則之
御箇条書ニ相皆候訳柄ニ候得バ幾重ニ茂難_二拾遺_一奉_レ存候間早速其
筋_二御達可_二申上_一奉_レ存候、御出役マデ一応不_二相伺_一候ては差越
ニ被_レ成候義奉_二恐入_一候故、此段御達申上候間、宜御指図被_二成
下_一度、奉_レ願候。仍_レ之御堅慮之程奉_二伺上_一候。 以上

天保十二年
丑十二月十二日

西三河
御門人中

市川直記様

医道御家元

御役所

医学館
刷

(以上一枚刷)

5、市川直記宛・中川周景書翰
(假題)

一翰啓上候。時中薰風相滿候処伏以「御尊躰益御旅中御勝」常欣
喜無量ニ奉_レ寿候。「然バ野村玄亮一件ニ付、去七日本間氏書状御

下書被致持參拜見仕、得と兩人勘考仕候処、拙者老人ニ而申遣候而ハ若左様之儀者不レ申様と申出候節は不レ宜候様奉レ存候間直様本間氏頼ミ遣候処、同人申候ニは何分にも恐入候間京都「御役所江御達之儀は何卒御差延被レ下様達而敷願」申出候。市川様知立「御出張迄之処水田氏」本間氏拙者江茂可レ然様「市川様江取直被レ御上候」様奉ニ頼上候と申事ニ御座候。「則水田氏より本間氏江之書状」為可レ奉レ入ニ御覽差上申候。「委曲は拝顔之節御詫可ニ申上候間右之段御承引可レ被レ下候様奉ニ願上候」

四月九日

恐惶謹言

中川周景

拜

市川直記様

尊下

6、前田雅榮・山田勘ケ由宛浅井完兎書翰

一筆啓上仕候未^(候)残著「遁怠御得共 貴所様」方御在栄被成候「仕奉レ賀候。随而愚生無」異罷在御。乍^(現知)憚御休意」可レ被レ下候。猶又先達岡崎「矢矧西在杉山泰安參」殿仕候之有其節彼ニ「御話し被レ下置当地四人之者共江」御許状被ニ御差向「髓ニ」落掌仕候。折節直記殿「再慶吉田表御越」御座候ニ付御許状銘々「共髓ニ相達し頂戴仕候」則御記録直記殿御「熟懇ニ而御落手致し候」。此段奉ニ申上候。是又^(需)処ニ「医術共御記帳之義」兎角疑念多く^(=わけ)区々之「御沙汰ニ而一旦相整候而は又破談ニ相成未」三河一統之儀六ヶ敷「奉レ存尤直記殿不レ知」之者共殿へ応し御執「入ニ而ハ容易ニ難レ解」仍レ之御記帳ニ相加り候。」者共上納（以下文面抹消）

直記殿応对之御取立ニ而ハ得心ニ付宜敷と奉存候。「從而殿ハ直命御印」ハ差下し之上（以下文面一部抹消）「夫々田舎律義ニ難レ有承引仕、乍ニ寸志ニ茂御」行と御益ニ可ニ相成ニ存候。「何分疑念之晴レ候様ニ」乍レ恐御手厚御執斗^(とりはから)被レ為在度奉レ存候。議ニ「從ニ生ケ様之無忽共」奉ニ申上候者偏ニ奉ニ恐入候「得共、乍ニ不肖ニ御興」隆之御執持奉ニ申上度儘「如レ斯御座候。余者可レ奉ニ煩ニ重信候。恐々頓首」

七月五日

浅井完兎

前田雅榮様

山田勘ケ由様

貴下

尚々残暑折角「可レ被レ成候」且多忙ニ而粗略之段幾「重ニモ御高免可レ被レ下候」
以上

7、浅井先完兎（市川拜）書翰

中村怒藏
中村半節
菅生泰輔
の田^(野) 岡 道頌
高木 衣田寅次
八王子 河辺玄英
番村 河合 謙
原 謙良
小塩津村 水野春道

赤羽根 葛野宇仲

野田 川合秀橋

高松 加藤謙吾

江比間 高橋玄幹

浦村 鈴木完義

片神戸 鈴木玄哉

大崎 広田秀山

矢熊 佐久間俊令

春山公御帰国之日承知仕「恐悦奉レ存此度別紙も」呈心至ニ御座候得共、御存付「被達通、出京取紛候」及ニ失敬ニ候間、何事も宜く「貴何様より可然(方カ)御(欠損アリ)成候べく候。」何れ十二月中旬頃下何参候」及拝顔可ニ申上ニ候奉ニ此段御頼申上ニ候。

十一月十四日

市川拝

浅井先生

御下

・書面中の地名は、何れも渥美郡及豊橋市にふくまれる。

8、浅井完晃、竹山正路書翰

乱書不文御推覧可レ被下候

別啓

去年浜松へ下向之処、御(御カ)書「延着ニ付御代人に差下シ之由、

委細」承知仕候。又々御下向候ハ何成共」御帳面以下御書改可レ申候。且又」錦小路様より三州巡行之事何も」直々御咄合も御座

候事ニ有レ之候へ共」巡行之人物難手合□ニ御座候哉」子細茂有レ之候事に候。併貴公様ニ」御迷惑之筋合も有レ之候へハ何時成共」錦小路様江御引合可レ申候無御遠」慮御頼可レ被成候。」一、新嘗祭之儀者諒闇中ニ」候間去年者吉田社人江も仰付」新嘗祭一式吉田ニ而有レ之例之堂上方御参役共一切無レ之候。

一、一兩年之内御即位被レ為在」候之旨御当地ニ而ハ左様之」風分一切無レ之冲茂一兩年之内」御那位と御沙汰無レ之哉之風分」仕候一兩年之中ニ」東宮様御元服可レ被レ為在哉」准後御方様立後之御沙汰も」御座候哉。是迎も取止ニ」兩年之内被レ為在候儀と申候儀ニ而候無之哉。御様・御事ニ」被為在候間宮家者共相(伝カ)相申候。関白様御辞職」之御儀も一向何不レ申候。御高年ニモ不レ被レ為在候間御辞退無レ之御儀ニ被レ致候。

一、去年より諒闇中」御上様以下御堂上諒闇中」御服皆々相改り候去年十一月廿二日於ニ宮中様大祓陣儀、大臣様、大納言様、中納言様、宰相様、御無役ニ而御治定有レ之」御服本之色他ニ相改り」御上様御服於ニ鴨川清所一暮四方ニ引廻シ警固御嚴重ニ而御焼捨ニ相成尤御堂上方迄も御便所ニ而御焼捨□御座候。」御上様御焼捨之儀吉田社人大祓申上候由ニ御座候。

一、関東大御台様従一位」御宣下ニ而位記御持参ニ而」清岡内親王。少納言様御下向有レ之候。当十一日御発足ニ御座御。一、御殿ニ而御誕生被レ為在御」欽宮様仙洞様、御皇女ニ被レ為在候様」春より御違例ニ被レ為在御再発ニ而重々御重り被レ遊、最初御躰性被レ遊候処遂ニ御病移り、尤」宮医多人数段々手を尽し」御薬調進仕り候得共、一向御業功も」不レ被レ為在、当

ク御挨拶可ニ申入ニ旨之御沙汰ニ御座候。以上

9、竹山正治(路カ)・木邨大炊宿・大久保彦八郎以下三名連名書翰
貴札致ニ拜見ニ候。然者浅井中務ニ儀此度業体之ニ付急々可レ致ニ

上ニ京之旨御達ニ付致ニ上京ニ候由「右ニ付段々被レ入ニ御念御御紙
面之趣」委細可レ承知ニ御。且又中務儀先比（コト）より当「回三宅土佐守
様御領分東ケ谷村」浦難船一条之儀ニ付尋之儀有レ之「右難船は
紀州并ニ撰州船両艘」ニ而散乱荷物不正之儀共有レ之此「節紀州よ
り公辺江御進達ニ成可ニ相成」様子ニ相聞申候左候得者、中務儀
も「多分江戸表江御呼出ニ可ニ相成候ニ哉夫」より可之処得与糺シ
置不レ申候而ハ政事之「筋ニおゐて不行届義ニ相当リ候御」地江御差
止之儀ハ無ニ御構事ニ候ハ念申前段之儀御勘弁被レ下御療「用相濟
候て帰国被レ仰付」被レ下候様其筋役人共申出候間此段奉レ願候。右
御答迄□□。御座候。恐惶謹言

大久保彦八郎

直□花押

松平八右衛門

忠直花押

松井主馬

親賢花押

新藤右衛門

安敦花押

正月十日ニ「薨去ニ被レ為レ在候。尤以前ニ」内親王御内意被レ為レ
在候間「俄ニ」内親王御宣下十四日ニ被レ然レ在右「御宣下之役刑

部大輔様御掛リニ而万端無レ滞相濟候得共遂ニ表向十七日薨去ニ
被レ為レ在右去年以來殿様御始御用多ク去極目より「前後昼夜度不レ

變候様御取込ニ而今以彼是御用多ク御座候。誠ニ」御殿御局様御
誕生之「宮様当年御十九才ニ被レ為レ成実ニ御念御事申上」候

茂恐入候儀於「御所之。様格御慈愛ニ被レ為レ」在候処右之御事
誠ニ御驚御座候旨候恐入候御事ニ存候、左様之御取込ニ而、

絶而御返書も出不レ申候此段為ニ御知ニ申入候。「仙洞様御連子」御
上様 欽宮様御ニ方様ニ而「被レ為レ在候処右之御様子誠ニ」恐入

候儀奉レ存候。「一、去年山陵使与申而」御追号ヲ泉涌寺之陵ニ而「宣命ニ而被レ為レ

在候。御使「鷹司左大将様其外副使」御行粧皆々諒聞之御服「御
着用甚立派ニ而御座候。其時之」宣命之文別紙ニ写取余リ珍敷事

故下シ申候子細ニ候。「仙洞様御追号」光格天皇御定ニ被レ為レ在
候「御事ニ御座被。」

一、此品者甚輕少之御品ニ御座候へ共、御当地之産ニ御座候間
書遣「度御沙汰致如此ニ候。御頂戴」御座可レ有之候。何も早々

以上

二月十四日

御殿

竹山正路

浅井完晃様

追而時候御自愛御座候様ニ爰「毎々御機嫌御伺」殿様より度厚

註一

蘭学者鈴木春山と完晁の親交より考えて完晁も春山より蘭学を学んだと思はれるが実記すべきものがない為略す。

註二

新藤家、吉田城主松平伊豆守、家臣御匙頭新藤龍揮の後裔（豊橋医学舎設立願、日本医史学雑誌・18巻4号）

註三

紫田善伸は吉田藩士にして、通称猪助、恵進園という。心を治術に留め米価記其の他の著作あり。嘉永二年、六十七才にて歿す。江戸と吉田との間を往来して当時の一流の蘭学者と交友ありその書簡紫田善伸翁書簡集として残る。

註四

幸藏・三宅友信

田原藩主第十一代三宅康友の庶子にして、第十二代康和、第十三代康明の異母弟である文化三年十一月江戸麹町の藩邸に生まれ幼名鋼藏と称す。字を友信、号を毅斎と称し、玉山・芳春堂・片鉄等の別号あり。自らも蘭学を春山に学び、西洋人「検夫児日本誌」、「鈴木必携」、「泰西兵鑑」等の翻訳編纂あり。巢鴨の隠居、大手の隠居と書簡にあるは友信のことである。華山、春山、長英、三英等を支援した隠れたる蘭学の先覚者である。明治十九年、八

十一才にて歿す。

樋口誠太郎氏のご校閲を謝します。

(つづく)

堀内文書の研究 一〇

片桐 一男

第二三九号文書 高橋玄勝書状 志賀八右衛門宛

一筆啓上仕候、冷気愈増候得共、益御安善被_レ爲_レ在候半、珍重之御義奉_レ存候、随而私義無異罷在候間、乍_レ憚御休意可_レ被_レ下置_レ候、將亦先達而申上候通、御奉行御交代等にて、入門之義甚延引罷成候処、漸去月廿日、吉雄定次郎与申者江入門仕、直ニ寄宿仕候、吉雄家之義者、代々高名之訳家ニ御座候処、先幸作之代無念之筋有_レ之、大通詞御免被_レ仰出_レ候而、唯今にて定次郎弟六次郎与申者江跡を譲り、未六次郎義者若年之事ニ付、定次郎後見仕罷在申候、右幸作江者杉田玄白等_レ入門仕候而、江戸表罷出候節、毎度相談等も仕候由、既ニ解体新書之序者吉雄之序ニ御座候、然ルニ、幸作去秋中古人ニ相成申候、定次郎義者弟江訳家を譲り、其身者外治一ト通ニ取掛、諸生同様ニノ治療之事ニ心を尽し罷在申候、年齡ハ三十二歳与申候得共、若年_レ幸作療治ヲ引受仕候得者、術之義ハ幸作_レハ宜敷御座候与ノ沙汰ニ御さ候、寄宿之上相窺候処、無_レ相違_レ功者ニ相見申候、癩疾之義ハ得手と相見候而、当春も兩人療治有_レ之候処、皆全快仕候由、(ルシ)和蘭陀ニ而_レ右症之義者難症与申候由、身体之絡中ニシユルト申もの有_レ之、其爲_レニ血

絡ヲ腐リ、難治之症と相成候由、京撰ニ而承り候とハ異り候得共、神代相施シハ絡を割、破血仕候事ニ御座候得者、論異り候共、術ハ格別之義も無_レ御座候、此表之術ハ鍼鍼等相用、或ハ刺絡服薬者、煎湯ハ相用不_レ申、蜜薬之水薬ニ御座候、症ニより段々治術も御座候得共、先ツ者蜜薬之水薬ニ御座候、メリクリユス、ステレキハートル、トリシス、右三品ニ御座候、いつれも日本ニハ無_レ御座候、此表ニ而も容易ニハ得がたく、役人之方江相頼不_レ申候而者、入_レ手不_レ申候、右薬劑相用候内、刺絡之症与_レ鍼針之症与_レ相分り、一流ニ絡を割、破血等仕候義ニハ無_レ御座候、尤_レ鍼針之義ハ、東都片倉玄周相施し候鍼針ニハ無_レ御座候常之焼金ニ御座候、是等之術ニ御さ候得者、自_レ古相伝之事にて仕方御さ候而も、病人江施し候義不_レ相成、此表ニ而見聞仕候上ハ、相成可_レ申義与奉_レ存候、是迄和蘭陀流と覚居候ハ、此表江罷越候而承り候得は、誠之技業之事を致居候と申ものニ御座候、追々病人も相見え候間、追々可_レ申上候、

一 人物之義者、前文之通、諸生同様之人ニ御座候得は、法術を秘シ候様之義者無_レ御座候得共、崎陽は外治之本と申候而、諸国_レ諸生多集り候地にて御座候得は、其家々之式にて入門之節ハ何程、又神文之節ハ何程、祝義等遣ス杯と申義者、其家々にて違も御座候得共、大家之分ハ格別之義無_レ御座候、

一 此表、鴨池雄甫与申外科御座候処、右家方ニ癩疾之治方有_レ之、右方書於_レ京都_レ写置候得共、薬品之義相分不_レ申候ニ付、当年中見合罷越引合申度奉_レ存候、其人物者如何ニ御さ候哉、承り不_レ申候得共、田舎之義御座候間、京撰などハ違可_レ申候、尤其

人ニより金子を以報不レ申候而は伝受不レ仕なと申唱候人者小家の義可有御座候、全鉢当所ハ唐和蘭之船之入候地ニ御座候得は、金銀過当ニ廻リ、終日飲食之事のミ取掛居、甚泰なる困ニ御座候、人之物も我かもものニても分チ無之様ニ覺居候而、絶而薄情ニ御座候間、万事油断者相成不レ申候、

一 先ニ幸作ニ代と申候長崎之大家、代々悪疾ニて大者職相勤候義不ニ相成、依而幸作江療治相頼度由ニて当地江罷下り候処、幸作療治ニて茂治不レ申、和蘭陀人江相頼候処、脊ヲ割、彼之シユルト云悪液を出シ、不日ニノ全愈仕候由、祖々父之咄之由ニ御さ候由、定次郎申事ニ御座候、唯今ニ而者ケ様之術者和蘭ニて茂無御座由ニ御座候、

一 此表ニて投薬仕候ハ皆蜜薬之事ニ御座候、其薬品相調候義ハ中々不云容易ニ義、依而者、此表之術於ニ其御地ニる、相施し可レ申義出来兼申候、罷下り候而此表迄申遣、取寄候様ニ可レ仕奉存候、扱亦和蘭通詞加福安次郎・馬場為八郎・榎林重兵衛・本木庄左衛門・唐人通詞神代太郎等江京都より書状持参仕候ニ付、一通相尋候得共、蘭人出帆ニ付面談も相成不レ申候、追々面談仕候ハ、珍敷事をも可有御座ニ奉存候、外治者和蘭ニ無御座候而者は悲相成不レ申候、唐人之術ハ愈不レ宜、勿論中華ニても和蘭江罷越修行仕候由、其御地江も蘭字ニ精人出来仕候様ニ仕度候、未格別之病人茂無御座候間、追々可申上候、猶期後音之時ニ候、恐惶謹言

十月五日

高橋玄勝

志賀八右衛門様

人々御中

註

・文中、阿蘭陀通詞吉雄幸作に言及して、「幸作去秋中古人ニ相成申候」とある。吉雄幸作の歿年は寛政十二年（一八〇〇）八月十六日、享年七十七であったから、本状はその翌年たる享和元年（一八〇一）十月五日付の書状となる。

・高橋玄勝ニ米沢藩医。

・志賀八右衛門ニ米沢藩、仲之間年寄。

・六次郎ニ吉雄幸作とその妻サヨとの間の子で、定次郎の弟。天明五年（一七八五）、幸作が六十二歳のときの生まれ、六二郎、

六治郎とも書き伝えられる。実名永保、のち文化十一年正月に権之助と改名した。シーボルトに師事した。（若林正治氏所蔵、野村立栄『免帽降乗録』参照）。

・定次郎ニ六次郎の兄。父耕牛（幸作）の医師を継ぐ。
・神代ニ神代多仲か。

・メリクリユスニMercurius 水銀。
・ステレキハートルニsterc water 硝酸。

・トリシスニdulcis (mercurius dulcis 甘汞の略か)。
・片倉玄周ニ片倉元周ニ片倉鶴陵。

・本状について詳しいことは、拙稿「長崎遊学の米沢藩医が報じた阿蘭陀通詞吉雄氏の動向」（森克己博士古稀記念会編『史学對外關係と政治文化—對外關係編—』昭和四十九年二月、吉川弘文館刊）参照。

館刊）参照。

第二四三号文書

十二月五日

三月三日 天童にて

われ不老不死のくすりともいふへき妙薬の酒の徳にて、よハ
ひ既に六十歳におよへり、老て御定りの欲心おこり、百四五
十歳までもと思ひながら、欲に限りのなき世の中と、少し心
をひるかへして、もゝとせを我か定命と覚悟し、五十年ハ余
計と見けるなど、誰かれに咄し笑ハセ待りて、

もゝの名に 最早四十年 我かよハひ

かく申すて、帰郷のち、はからざる病ひにおかされ、す
てにかふよと見へたるにおとろき、誠に老少不定の世の習ひ
是非もなし、少年にして死ぬるかと思ひけるか、ふしきにハ
魂ぬけむとしてよミかへりけるうれしさに、

かたつふり 漸ツと尋て もとの殻カ

右百五十歳ト見侍ハ、六十歳ハ少年カ

若年トモいハんカ

第二四四号文書

寒威日増候処、愈御佳適奉_レ拜賀_ニ候、然ハ先達而御約束之扶
歌蘭度第二巻目為_レ持上申候、御落手可_レ被_レ下候、扱又塩谷
病症追々快復ニ赴候由、先日幸便申越候、種々御丹精奉_ニ感
佩_ニ候、何分多忙其後見舞不_レ申候、此上とも宜敷御処方御投
剂奉_レ願候、書余拝顔申上度、早々頓首

第二四五号文書

鳳曆之御慶

鳳曆之御慶千里同風芽出度申納候、先以御謝家様被_レ為_レ揃、益御御(マツ)
清福御迎陽被_ニ成_ニ下_ニ度、

上下の 影うつろふや 松の花

十返りの 雲かゝりする 松の花

年一ツ あつみのしれる 二日灸

命をハ のへぬにけり 二日灸

隣から 隣の話 二日灸

ことつての 答やちかふ 帰雁

旅に居て きく程てをし 帰雁

めの覚て 戸を明るなに 帰雁

一とハ への字ニちかし 帰雁

風の吹 方をしるへや 野梅哉

子供等の 手にくちらすや 春の豆

何事も へたな内ほと おもしろき

二日灸 今日ハ今年の 皮とふし

第二四六号文書

尚々、及御挨拶不申候、以上、

寒威つよく御座候へとも、弥御清福之御事珍重ニ存候、先々昨日者御懇書被下、殊に何よりの御齋麦を被遣被下、おもひもよらざる御恵投、扱て是ハ御出来もよく、不殘賞頼いたし候、其上見事なる御さかな御取添、随而橙と美き御さかなかずの御重の内にして、寒日之しのき不過之、別而楽ミ申候、是御深徳にあらすしてハ参候日事の、かゝる仕合もあるましく、誠にふかき御志おりとハ、御志不らしき御事、何と得て言葉ニハ尽し参たく存候、きのふハこゝろいそかしく、他事にして粗略なる御返事を申入候へき御宥恕可被下候、書余ハ先日之御返歌をも相合候間、其伝を得て万鏤可申演候、先々草々

いそかしく

〔端裏〕

御直披 丙丁

東方愚人

第二七三号文書 家伝方

家伝方

膏薬方

万応膏 イレ治風寒湿気所傷跌撲閃挫傷損一切疼痛皆貼患所及治一

切無名腫毒癰疽背疔瘡癤毒流注湿毒腫瘡

- 芍薬 白欵 烏薬 木鼈子 草烏頭 連翹 白芷 白及 官桂 当版各八 苦辛五 川烏頭 大黃 鼻角 柳木 桃木

- 桑木 棗木 槐木各五 沒薬 乳香各四 丹百二 麝香四 胡麻油三百二

右刻散胡麻油ニ浸シ一宿ヲキ其後煎シ薬燻色ニナル時取出シ

打テ見ルニ打ル、眨布ニテヨシ渣ヲ去リ其後亦煎シ茶碗ニ水ヲ入レ右ノ油ヲ三ゴニ付テ水ノ内エ落シ見ルニ玉ノ如クニ成時三ニイヨヲ入黒キ色ニ成トキ水エ入レ加減ヲ見乳没ニ味ヲ極末ニシテ入煉堅而麝香ヲ研交

三ニ一ヨ

油夏百銭 丹夏五十銭 或六十銭 鍊方口授

ハチリコン 主治貼一切腫物速破吸膿和痛也

豚油百 冬葵 大蒜各十 松脂 黄蠟 チャン各四

右豚油エ冬葵大蒜ヲイレコカレ色ナル迄煎シ渣ヲ去リチャン

松脂蠟ヲ入レ布ニテシ漉シ用ユ

又方

胡麻油二百 マル八十五 フクシユ上 蠟八十 チャン一斤

右子リ様如前

ハストリヤ 主治忍冬膏ハチリコンニテカブル、時用ユ 頭瘡耳

瘡ニラ、ンジヤニ合テ貼ス

麻油百 ヘト二十 青木葉二十 薺五十 蓖麻子四十 牡蠣十

黄蠟四十

右油ニ青木葉薺ヲ入レ煎シカスヲ去リヒマシ牡蠣細末シ蠟ヲ

入レ又コシ用ユ

フランコ 主治一切小瘡火傷

茨油百五 白蠟百 片腦十五 唐土四十

右ローサ油ヲ煎シ蠟ヲ入レ煎シ片腦唐土ヲ入レ其儘布ニテコ
ス

アトストン 主治一切金瘡

豚油百 松脂錢五十 沒藥錢 唐土七十 乳香錢 龍腦三錢 片
腦五錢

右油ヲ煎シヒニヨヲ入レトカシ片腦ヲ入レ其儘唐土沒藥ヲ
入レカキマワシサメル時龍腦ヲスリ入レル

ヘルイテ 主治一切腫物口不開ニハチリニ合テ貼用ス

巴豆錢一 丹凡七分 麻油少

右二味生ニテヲロシ麻油ニ和合ス

忍冬膏 主治ハチリハストリニテカブレタルニ用エ甚痛ニハ乾姜
ノ末ヲ加フ

忍冬 へト各二 麻油百 蠟六十 錢五十

右油ヲ煎シへトマチリシルハヲ入煎シ渣ヲ去リ蠟ヲ入ル

生肌玉紅膏 主治下疳瘡毒

白芷半錢 甘艸三錢 当飯四錢 キリン血半 輕粉二錢 紫草二錢

麻油百 白蠟五十 黃蠟二十

右子リヤウ前ニ同シ

アルマンス 主治金瘡及諸疼痛

當歸 生地黃 肉桂 黃芩 黃連 大黃 木香 縮砂 川芎

各十 麻油二百 白蠟二十

右ノ藥煎シコケ色ニ成時ニ少シサマシテ布ニテコシ粗ヲ去リ

チリメンテ一ナ拾錢玉乳香沒藥各五錢丹ヨク細末ニシテ一斤

前ノ油ノ内エ入レル也但シ乳香沒藥ヲバ鍋ヲヲロシテ後ニ入

テヨシ

フセツカンフラン 主治ハチリニテカセタルニ用ユ

綠青錢二十 丹凡 枯礬各五錢 乳香十 烏賊骨 牛油各十 鹿油
錢十五 松脂但シ 蠟各百 油二百 酢合

右十一味煉用ユ油エ酢ヲ入レヨクマジエ合セ煎スレハブリヤ
ト云ブリヤノキエルヲ度トス但乳香子ハリアリテ此膏ニアワ
ズ故ニクンロクヲ用テヨシ

青膏ニルハサ 主治腫物口不開

青汁九十 椰子油三十 豚油六 黃蠟四十

右四味

ウクユント 主治一切腫物

麻油三十 脂松二十 黃蠟三十 杉脂十二 沒藥一 乳香一 薰
陸三

右油ニ松杉ノ二脂ヲ入レ次ニ蠟ヲ入没乳薰三味ヲ段々ニ入

ホンホリコス 主治瘡毒痼疾久疥瘡小瘡

ソラトロ油百 犬山椒葉二十 唐土百 鉛十目入 乳香十
右油江山椒ノ葉ヲ入煎シ渣ヲ去リ唐土ヲ入レ鉛乳二味ヲ入煉
堅スル也

エヒスヤコン 主治癰疔毒肉不取痛甚

蜜錢 酢五十錢或 明礬末生十六錢 丹礬末十六錢
右酢蜜ヲ煎シ丹礬明礬ヲ入煉ルナリ

エスホンシヤ 主治消肉開口瘻之口貼之則肉減少

故痛口不開時付尖貼之

松脂二十 蠟二十 油少 信石三

右松脂蠟ヲトカシ信石ヲ入煉堅スル也

アルイテ 主治疥患子腫物ノ口ヲ開

ロツフトウリヨ カルヒイハ ヘルメラシ

コシニヨカス 主治散濕腫痰痰

青汁 ナモミ ア子ツン イノント各十 アルタ草汁三十 油

八十 蠟五十 錢五十

右七味

コウフラン 主治吸毒肉拔毒及疔之痛不叶針灸ノ時此藥ヲ用テ開

口排膿

ヒイホラ三 マンテーカー 椰子油 麻油各二十 蠟五十 錢

右五味ヒイホラヲ刻テ油ヲ煎シ蠟ヲ入以解為度

コンコウムス 主治癰疽発背及疔瘡大頭風腫風毒癭瘤痔漏瘰癧脱

肛痘風瘡也

ホートモーミ 忍冬各五 附子 肉桂 当帰 吳茱萸 川芎各三 錢四十

右麻油七十錢ヲ以テ六味ヲ浸ス一宿ニシテ煎テ黒クナル時

ニカスヲ去リ蠟ヲ入布ヲ以テ漉ミイラヲ入ル

奇香油 主治小瘡及疔

甘松五 白祖半 沉香五 丁子五 桃艸一 薑陸二 蠟

五十 猪油六十 龍腦分

右九味練堅ス

ヲシコロシヨロン 主治打身癢骨痛無名痼疾骨蒸

蠟六十 瀝青七十 沒藥三十 椰子四十 乳香三十 杉脂三十 爵

金二十 右八味

アマレロ 主治諸腫痛和能療

椰子油十五 蠟十 アマレロ四 鷄子黃分

金華膏シヤク 主治金瘡湯火傷

蜜蠟三十三 麻油五拾 五倍子 枯礬一 蚤休一 桃仁

黃栢 麝金 紅花 甘松 猪牙皂 梔子一 丹二

右十二味調煉法唯授一人之方也

ピリンセイカ 諸腫癰関藥

生茄子 大小數百細ニ剉シ濃煎シテ滓ヲ去リ再煎為膏用

エンフラストテンペンキヒヨム 冷性 打撲血症或金瘡蓋用之又

骨節疼痛癰腫血熱甚者皆貼

麻油百二十 蜜蠟百九十 赤石脂百十 麒麟血三十 丹上 沒藥

油蠟赤石脂鍋ニ入レ水五合加イ煮テ水氣尽ルキ麒麟血ヲ入鍋

ヲ下シ沒藥乳香ヲ入煉貯

油藥方ワリヨ 油ト 蠟ト 鱗ト ス

ワリヨローサ性 主治止痛退熱消腫

薔薇花麻油ニ浸一三四月以布去滓硝子ニ收貯

同カモメリ熱性 主治冷痛ヲ温散シ能ク筋ヲ延ス大小便不通者湯調

服ス

同イベリコン性 主治金瘡湯火傷能痛ヲ退ケ肉ヲ出ス又筋ヲノベ

腫ヲ散腰痛温散ス耳疼痛ニハ温メ耳中ニ滴ス耳中膿水出者大

良夏月花ヲ摘取り隔日ニテ葉研ニ摺麻油ニ浸シ日ニ晒色燕脂

ノ如クナリタルヲ收貯數月ニシテ去滓用ユ園圃ニ種置朝ニ摘

製スベシ

同レリヨロン性 主治筋ヲ延ベ肉ヲ和ケ婦人諸病乳腫等甚功アリ

産難臍下温塗テ易産卒中風温腹亦功アリ又打撲ニ功アリ百

合花大ニ色白モノ製治同前

同テレメンテナ大 主治金瘡肉ヲ生シ筋ヲ渡シ手足變急歩行シ

ガタキ者カメモリ等分塗リテ良功アリ脚氣筋石淋湯ニ滴シ

服ス此藥蜜舶齋來無和製

同カリニーヤ性 主治寸白虫諸疝舉丸腫大之者温塗リテ湊理ヲ開

キ毛ヨク生ヌ面瘡湯火傷金瘡打撲傷損甚妙也又諸堅腫ヲ和ク

雞子白麻油等分能カキ雜武火ニ上セ雞子白能堅マル時滓ヲ去

リ硝子收貯

同ルータ 主治風腫大風色紫黑諸惡瘡諸虫蛟毒ニ塗テ妙也此物ヨ

ク邪魅ヲ避ク

生アルタ艸園圖如クニアリ甚ク 葉花共ニ麻油ニ浸シ製方ロー

ザ等ノ如シ

同ラ、ンヂヤ性 主治風邪ヲ去リ痛ヲ止氣血ヲ散シ面瘡惣テ上部

之患ニ良也痰飲ニハ湯ニ調服ス亦良也

生椽柑^{三十} 麻油^百 右油ニ浸シ數月ニシ椽柑爛ル、時布ニテ

絞リ硝子ニ收貯

カラアホ性 齒牙疼痛筋攣縮中風脚氣諸冷痛温塗ル湯ニ滴シ服テ

ヨシ又諸虫ヲ殺ス湯ニ滴服スベシ

丁子油ナリ製法筆記シガタシ

丸散方

三白散 主治一切小瘡切疵タ、レニ用 油ニトキ用ヌ小瘡ニハハコヘ草又ア

葛粉 天花粉各十 石灰^{一錢}

三能散 主治一切小瘡或火傷和油貼之

黃栢生 同黑燒 同焦 右三味等分細末シ用

白丁香末 主治一切腫物口不開ニ醋ニ合セ貼ス

小瘡藥 椶椰子^二 硫黃^一 白粉^半 右末麻油ニテ煉リテ瘡惣身

ニアラハ男ハ陰丸女ハ乳ニ付テ可也

輕花散 主治諸瘡 土龍^十 天花粉^五 輕粉^少

右細末和調麻油

小兒蚊口 雄黃 明凡 各等分フランコニ加ヒ引ク

真珠散 主治下疳腐爛不止加諸藥用ユ

真珠^{一錢代} 青黛^五 輕粉^{一分} 一作^{一兩}

四黃散 主治積年ノ惡瘡

大黃 黃蓮 黃芩 黃栢各^一

右末シ瘡ヲ洗ヒノコヒ付ク日三度ス

テヘンシヒホ 主治鬨藥痛甚者加天南星乳腫風毒無名腫也 黃栢

小豆 大山^十 黑豆^{十一} 榆白皮生^十

右末ヒリンセイイカラ加ヒ鬨藥ニ用ユ瘡腫ニハ和酒和醋用ユ

蘇人散 夫 蠶 文 結 各^一 蒲黃^五 甘草^二

金寶丸 楊梅皮^{七十} 胡椒 胡黃連各^七

延齡丹 肉桂 縮砂 丁香 沉香 辰砂各^十 草撿 白檀各^七 瓜

甘草 木香各^五 龍腦^二 麝香^{五分}

洗藥方

下疳 瘡毒 黃栢 蓮葉 車前子 ハコヘ 乾菘 石菖 塩 右
六味水三升ヲ二升ニ煎シ用ユ

疣 地膚子 防風 荊芥 陳皮 明凡各等分ニシテ洗フ

下疳洗藥 子キノ白根手一束ニ切テ三本割シ白大豆十二三粒皮ヲ
トリ倒シ甘草一錢加ヒ大茶碗ニ水一盃半入一盃ニ煎シ洗フ

蕃倍湯 主治脱肛痔洗藥

ソハカラ握 ソハコ錢 五倍子錢 右水五升入レ二升五合煎用

ソスベ藥 主治梅毒瘡骨痛

瘡氣唐瘡氣腫ニヨシ 辰砂 人參 沈香 烏ワウ 水銀 朱 麝

香各一分 ナヘスミ三分 龍腦一分 筆ノジク程ニフトサモ長サモシ

テ一日ニ一本ツ、一本ヲ三度ニタクナリ諸藥シルシサキニ用

ユ痛ヲ止ム

跌撲

楊麥散 楊梅皮 天花粉 小麦粉各等 右末ニシテ酒ニノヘ用ユ

打疔骨ツキノ藥 楊梅皮大 檳榔子中 センクツ少

筋ノ渡ノ方 活樓根 天南星 黃栢 河蟹黄ナル色テ肉筋アリ甲ヲムケハ肉甲ニ付テアルヲ篋ニテコソケ板ニ付テ日ニホシ粉ニシテツカウナリ

マキノ葉ノ霜 右苜等分麻油テ煉テ付ナリ

ロラン 麥粉五十錢 百草五錢 乾姜十錢 各酒ニ調ヒ用ユ

口中方

咽喉不通ヲ治ル方 チサノ根霜ニシテ茶碗ニ入レ能クスリテ管ヲ
以テノンドニ吹入ル

舌疳 龍骨錢 五倍子半錢 白凡燒四錢 無名異同上 乳香錢 沒藥錢

黃栢錢 金銀花錢 右八味細末ニテ疳ニセ子リカクルナリ

口中ノ妙法 薄荷 桔梗 天花粉 檳榔子各々等分

舌疳 蒲黃 疳ニ振カクベシ

又方 茨花蜜ニ煮滓ヲ去リ疳ニ塗ルメリロトサト名ク口中諸病ニ
神妙也

鵝掌風藥方和名マツヂニサケ其根ヲ干テ用ユ 石蒜四兩 蜀漆二兩 百部根一兩 胡椒一兩

右四味煎末ニノ火ニ入使ニ藥烟薰ニ患処ニ何ソ蓋テ烟ヲモラ

サス手洗ヲ忌ム

鼻痔同方 石榴皮 枯凡 銅綠各等 右三味細末ノ鼻中江付ル

治酒皸鼻方 連翹 薄荷 黃芩 生甘草 大黃 芒硝 山梔子

黃連 葛根 石膏 桔梗 升麻 右十二味竹葉三片入水煎如

常食後用之 ○外ニ石膏 辰砂 黃連 細末 乳鉢ニテ摺リ

水ヲ以トキ鼻擗付ル也 久年重キハ百日中ハ五中日輕ハ三十

日ニノ効アリ

治楊梅瘡方山浦玄審家方也可秘 水ハ舛ニテ計ベシ 回生湯 白茯苓 白芍

藥 川芎各五目 甘中一 當歸五目

右何モ中脚ニノ布袋男子黃鷄雌女子ハ黃鷄雄ヲ用取毛切ニ首

尾一ヲ去腸右ノ布袋ニ藥ヲ包入鷄腹以糸縫瓶ニテ煎也水ハ二

舛五合入二舛ニ煎シツメ二日ニ朝晝晚三度ニ用但一舛ヲ一日

三度ニ用也則一番煎シ也二番煎ヨリ山掃來一斤割三右ノ鷄葉

ト一同ニ入煎也水二升五合入二升ニ煎二日ニ服用也三番ハ水
二升五合入一升五合煎二日ニ分ケ用四番ニ水二升五合入一升
ニ煎一日用ナリ総テ七日ニ用ユル也

蘇和散文五 繡同 産後酒灼 宗同 蠹同 人參時八去ル 卯一匁不 延胡
索五分後産

安神散 山藥 茯苓 苺 茯神 遠志各二 桔梗參各一 木香五分

辰砂六分 甘艸少
右末ニノ温水ニテ送 下本方加麻香名妙効散

益中散 方干明鑑遺精門治泄瀉ノ聖藥也

白朮一匁 陳皮 芍藥 茯苓各五 甘一匁

右為末温水ニテ服ス夏月白木半減

香薷散 治霍乱吐瀉身体困倦頭重煩渴自汗 香薷十匁 厚朴五匁

茯苓 白扁豆 陳皮各三 甘草三

骨ヲ折ルノ、赤金粉 当歸末 右等分湯テ服ス又忍冬煎汁又ハ
四物湯ノ煎汁ニテモ服シテヨシ

第二八二号文書 伊東流早鑑表之箇条

伊東流早鑑表之箇条

- 一 指合之鑑
- 一 錐破之鑑
- 一 眉間落之鑑
- 一 捨鑑
- 一 小車之鑑

腕拔之段 口伝
鑑留之鑑 以上

陰之箇条

- 一 種々之鑑
- 一 柄碎之鑑
- 一 人分上之鑑
- 一 浪分之鑑
- 一 佛之鑑
- 一 履返之鑑 秘伝
- 一 七重劍之鑑

中段

- 一 劍縛之鑑
- 一 乱頓之鑑
- 一 乱職之鑑
- 一 盤石通り之鑑
- 一 岩碎之鑑
- 一 手伝之鑑
- 一 細煙之鑑

以上

外之物

左巴之鍮

右巴之鍮

打仕劍

仕打劍

目付之位

詰ル位

手之内位

打処之位

勝手利有

無之位

以上

夢想之段 老国老入

夢想之鍮

老挺十丁

拾丁老挺口伝

夢想之太刀

夢想之皮三尺四寸式分

劍先雲形迄六寸式分也

巴之心持第一

乱正之鍮

突留之鍮

劍失刀

摩利支尊天

以上

文化元甲子

六月廿六日

上村磯大殿

伊東紀伊守入道佐忠

落合長門守虎正

高木形部左衛門昌盛

谷口次右衛門直能

谷口五左衛門始次

小幡内膳長昌

小幡善四郎長宜

小幡弥五右衛門長富

矢嶋勘左衛門吉倫

広居一学

忠久(花押)

日本医史学会例会記事

十二月例会 十二月二十二日(土)

於慶応義塾大学医学部北里記念医学図書館第一会議室

一、来日イギリス人宣教医パームの著作について

蒲原 宏
緒方富雄

二、短命であった大阪舎密局

小川鼎三

三、佐藤尚中の「済衆録」自筆原稿

以上の抄録は「蘭学資料研究会研究報告」二七七号に掲載。

当日、蘭学資料研究会との合同で開催。例年の通り、例会のあとで懇親会を行った。

一月例会 一月二十六日(土)

於慶応義塾大学医学部北里記念図書館第一会議室

一、脚気病院とその後

大塚恭男

明治一一年に設立され一五年に閉じられた脚気病院については、すでに再三にわたって先学の方々によって論じられている。演者は当病院医員の一人遠田澄庵について若干の新資料を得、かつ『脚気病院第二報告』、『同第三報告』に基いて、私見を述べた。つまり、従来専ら脚気全癒率の数値によって漢洋医学の成績が論じられたが、同一患者が年に数回も発病全治するという事実もあるもので、全治なるものの意義が比較的薄弱であり、死亡率の数値を重視すべきであるとの見解である。この場合、全癒率で最低の遠田が一転して最高の好成績を得ることとなる。遠田の麦飯赤小豆療法はのちに海軍の高木兼寛の洋食採用、麦飯採用によっ

てその価値がうらづけられる。脚気を感染症と考えた石黒忠恵以下の陸軍上層部ではなかなか兵食改変にふみきれず、明治一七年に堀内利国が独自の判断で第四師団に麦飯を採用したのを皮切りに、なしくずし的に麦飯採用に移行していく。日清戦争後、海軍軍医による陸軍兵食批判が新聞に発表され、問題となった。一方、大学では緒方正規が脚気病原菌を発見したとし、これを北里柴三郎が批判するなどの事件がある。青山胤通も病原菌説であり、この辺も北里対大学の対立を深めた原因に数えられよう。陸軍医森林太郎も何篇かの論文を著わしているが、ニュアンスこそ違へ、米食擁護論である。これには鷗外ナウマン論争にみられる愛国的心情が背景にあると思われる。またこの間にあって榊原次郎は脚気の原因はカビ米であろうという注目すべき説をだしている。東大薬理学の前教授浦口健二博士は、脚気はビタミンB₁だけでは説明できない。少くとも衝心脚気については黄変米が関与しているよう、との説を述べられているが、その真相究明が望まれる。いづれにしても、ある意味で明治の歴史を左右した脚気問題を今の時点で十分にほりさげてみる必要を痛感した次第である。

二、宇田川橋斎の「遠西医範」と「医範提綱」 大島蘭三郎
本講演は次号より原著として掲載する。

二月例会 二月二十三日(土)

於慶応義塾大学医学部第一校舎

一、「遊相医話」と森立之(枳園)

今井 久

二、切手に現われた痲

蓮見 武爾

鮫島近二著『明治維新と英医ウイリス』

日本における西洋医学導入の歴史を論ずる場合、避けて通るわけにいかない存在にウイリスがある。一時は医学学校兼大病院（東大医学部の前身）の長として日本医学界の頂点に立ちながら、政府のドイツ医学採用の方針、とも中央を退いて鹿児島に迎えられた。しかし彼の学統はその門人高木兼寛を通じて現在の慈恵会医科大学に及んでいる。

ウイリスというきわめて重要ではあるが、地味なテーマに生涯とりくまれてきた故鮫島近二博士の表題の遺稿集が御令息の達也博士の手によって刊行されたことは我々後学の徒にとってまことにありがたいことであつた。

遺稿集であるから、当然のことながら著者の意志による整理はなされていない。従つて同一のテーマが時代を異にしつつ再三論じられているが、これを読むと著者の学問の進めかたをずっと辿ることが出来る。たとえば昭和十年四月の時点では、「ウイリスが横浜の軍陣病院に関係したと云ふことは疑はしい」としているが、同年十一月には、「私は前回の講演でウイリスは横浜の軍陣病院に居た事は確かな記録がないから怪しいものであると述べたが、その後の調査によればウイリスが軍陣病院に居た事は確かである」と素直に前説を撤回されており、更に晩年の昭和四十二年には、「四月十三日には横浜に軍陣病院が設けられ、ウイリスが治療に當っている。……この病院の日記が先年東大医学部の

小使室の棚から偶然発見され、その写本を私は秘蔵している」となっているのである。

博士が従来の説を訂正されて点もあるが、特にウイリスの東北戦争従軍時の医業については富士川博士の『日本医学史』の記載の誤謬を信頼すべき資料によって訂正されている。因みに、この訂正の根拠となったウイリス筆になる英国議会発表の *Blue Book* を博士はすでに素訳を終えられ「私は、これを、ウイリスの『東北戦争従軍記』と銘打って出版致そうと思ひます」と述べられているが、もしこの博士の御希望がかなえられるならば、斯学のために一層大きな貢献となることは疑いない。御遺族の方々や学会関係者に切にお願いしたい。

ウイリス関係の論説、年表のほかに、幾つかの随筆や短歌も載せられている。ケネディ大統領に面会を申しこまれた話など生前の博士を知る者にとっては楽しくほほえましい。

（日本医事新報社出版・非売品）

（大塚恭男）

松木明知著『北海道の医史』

文化年間、エトロフ島で番人をしていた中川五郎治がロシアへ拉致され、ロシアで牛痘種痘法を学び、日本で始めて種痘に成功したことは広く知られている。その中川五郎治の種痘を中心に本書は書かれていて、さらに五郎治の事蹟を克明に探査考証している。

著者松木氏は、下北川内町の中川家と泉龍寺、松前町の法源寺、函館市の高龍寺などを訪ね、過去帳や墓碑などを調べて従来の説を正し、五郎治一族中川家の系図を作り変えている。注目に値する。

それによると、五郎治の生家は「小針屋」姓で、養父母と伝えられている小針屋佐助夫婦は実父母であり、「中川」姓になったのは五郎治からであるが、改姓した理由は不明であるという。また松前藩、盛岡藩の五郎治関係文書数点と青森県下北郡大畑町の村林家に伝わる写本「原始謄筆顧土年表」というほとんど知られていない資料を紹介し、文政元年（一八一八）から文政五年（一八二二）までの五郎治の動静を説明している。

五郎治のもたらした種痘が本土に伝えられた経緯は、医史学上興味をひく点であるが、この事を記した貴重な資料を見出している。それは明治に書かれた西宮藤毅の「本県種痘の沿革談」（『秋田魁新報』明治四十一年所収）で、函館の白鳥雄蔵が函館より痘苗を持ってきた事、新鮮な痘苗を採取製造するに如かず、と牛に接種した事、雄蔵の種痘が強すぎて全身に発痘するものが多いので牛痘と称して人痘を接種したのではないか、など興味深い記事

である。そして白鳥雄蔵についても、函館市の称名寺にある白鳥家の墓を発見し、阿部龍夫氏の白鳥家系図の実証をしている。

ロシアから五郎治が持ってきたロシア語牛痘種痘書を馬場貞由（佐十郎）が翻訳して「遁花秘訣」を残し、現在十点程の写本が発見されているが、本書ではさらに「遁花秘訣」よりも後に利光仙庵によって刊行された「露西亞牛痘全書」を加えて書誌学的考察をしている。著者によると、馬場佐十郎の原訳本に近い「遁花秘訣」写本は、武田本写本A（宇田川榕庵手写上下二巻本）であり、次いで富士川本であるという。

その他「北海道における人体解剖の事蹟」で、米医エルドリッヂが明治七年函館でロシア人を病理解剖し、またその前ロシアの医師アルブレヒトが安政六～七年人体解剖を行い地元医師に供覧したことなどを記している。そして「北海道疾病史」では懐血病と狂犬病について述べ、諸種の文献より「北海道疾病史年表」を載せている。

北海道の事を述べるのに欠かせないアイヌについても、幕末から明治年間までの「アイヌ医療政策史」を考察し、明治三二年に制定された「北海道旧土人保護法」が昭和四三年に一部改正されたが、その存続自体が日本人とアイヌ人を区別しているものである、と批判している。

本書には以上の他に「松前の秘薬」「室蘭地方の医学史」などが書かれているが、いずれも足で探した文献や資料を駆使して書かれていて、この本自体が貴重な文献となり得るものである。

（津軽書房刊）

（蔵方宏昌）

大城功訳、R・H・シュライオック著『近代医学の発達——その社会的、科学的要因の解釈——』、平凡社、一九七四年一月、A5版、三五〇〇E(原著 Richard Harrison Shryock: 'The Development of Modern Medicine. An Interpretation of the Social and Scientific Factors Involved, Alfred A. Knopf, New York, 1947)

本書の原著は一九三六年に出版、四七年に増補改訂された。これに基づいて大城功氏が『近代医学発達史』(創元社)として翻訳された。今回訳者は一九五六年のロンドンの Victor Gollancz 社からの増補改訂版を底本とし、医学の最近の発展を扱う最後の二章をフランス版(パリの Armand Colin 書店)を併用し、全面的に改訳した。本書の本文は約三九〇頁で、必ずしも年代記形式を踏まず、トピック形式をとる。

日本版への序文、凡例、医学建設の最初の試み(二六〇〇—一七〇〇)、医学の部分的失敗(一七〇〇—一八〇〇)、一七〇〇—以降の医学の立ち遅れの社会的要因、ふたたび客観的医学を旨として(一七五〇—一八〇〇)、社会福祉に対する医学と医師の貢献(一七五〇—一八〇〇)、ロマン主義時代の科学(一八〇〇—一八五〇)、医学と「基礎科学」、医学・数学・社会科学・近代医学の出現(一八〇〇—一八五〇)、ヨーロッパとアメリカにおよぼしたフランス医学の影響、ドイツの近代医学(一八三〇—一八八〇)、医学と公衆衛生運動(一八〇〇—一八八〇)、社会的信頼の喪失、近代医学の勝利(一八七〇—一九〇〇)、その後の進歩と二三の結果、社会的信頼の回復、精神病へのおくれればせの進撃、

変換期の社会の医業(一八八〇—一九三〇)、アメリカの経験、今日の問題、あとがき(訳者)、訳註、原注、事項索引、人名索引

著者シュライオック(一八九三—一九七二)は歴史学が専門で、はじめアメリカ史を研究、第一次大戦中陸軍野戦衛生隊に入隊、合衆国陸軍医学校に学んだ。後、アメリカの各大学で歴史学、医学を講義、一九四九年から一九五八年まで、シゲリストやウェルチで名高いジョンズ・ホプキンス大学医学史教授・同大学附設医学研究所所長の地位にあった。

目次から分かる様に、一六〇〇年代から第二次大戦後の一九五〇年代までのヨーロッパ・アメリカを中心とした医学史である。即ち医学革命以後の歴史である。本書は著者の経歴が示す様に、一般史学出身の医史学者がアカデミックな史学方法論を武器とし、後に学んだ医学を駆使してなされた研究の集大成である。第二の特徴は医学者評伝、発見発明史、医学知識や医学思想の歴史に止まらないことである。副題に「その社会的、科学的要因の解釈」と示し、日本版への序文に於て、著者は「本書では、医学史のこれら二大部面、すなわち、技術史とその社会的、文化的背景とのあいだの不断の相互作用に、解釈を加えようとする試みがなされている」と述べている。それ故、「当時行なわれた哲学、関連科学、医学と医師に対する公衆の態度、医業者の性格、経済事情と病氣および医業との関係など、そして予防医学と公衆衛生の問題がすべて描かれる」ことになる。さらに、「医学史のこのような広い見方は技術史の狭い見方に比べて、いっそう人間的であり、い

っそう劇的である。技術史にあっては——悩める人間である——患者は医学的検査あるいは医業のために必要な、非人格的な「実験材料」として現われるにすぎなかった。ところが広い見方では、病人はあるがままの姿——希望と恐怖を抱く人として——示される。ここに本書のもう一つの特徴の人間即ち患者があつての医学であるという著者の主張が全頁を貫通している。こうした著者の医史学方法論に基づく医学通史が年代記形式でなくトピック形式をとることになるのも大いにうなづける。

ところで、本書はアメリカの医学史の記述にかんがりの頁をとっている。著者はその理由として、日本版への序文で、「また合衆国についても注意が向けられているが、それはアメリカでヨーロッパ流の科学と文明が行なわれていたためである」としている。そして、「およそ一八七五年を過ぎてからうちたてられた、日本の目覚ましい医学上の業績は、この研究の後半で述べられている。日本の医学の歴史と合衆国の歴史との間に、若干の類似点があつた。この二つの国では、十七世紀の初め、ヨーロッパ医学についての一般知識があつた。しかし両国とも、一八七五年を過ぎてから、主としてドイツの医学研究の強烈な衝撃によって目覚めるまでは、近代医学の大中心地となることはなかった」と述べ、北里柴三郎、相良知安、志賀潔、高木兼寛、野口英世、秦佐八郎、山極勝三郎の業績と共に、わずかではあるが日本医学について触れているが、お世辞以上のものではない。

本文に続き、十一頁にわたる訳者のあとがきがある。著者シュライオックの姿をあざやかに浮彫りすると共に、彼の医史学上の

業績を紹介し、さらに本書の詳細な解説がなされ、訳者のシュライオックと本書への傾倒が描かれている。また、医学史に関する邦文参考書が示されている。次に医学関係の読者と一般読者のために、医学および文化史の両方面にわたる訳注に三十頁をさいており、十四頁の原注がある。最後に、大塚細かい事項索引と人名索引が三十頁にわたって作製されている。この様に、解説、訳注、原注、索引が完備しているが、医史学研究者にとっては、凡例に見られる様に、「原注は説明的なものだけを残り、利用の困難な参考文献はすべて省略して、項目にして約七分の一に減らした」ということが残念であるが、本書の日本版の商業的制約からは致し方ないであろう。医史学の専門家は本書と共に原著（一九六九年に一九四七年版に基づく復刻版がニューヨークとロンドンの Hafner 出版社から出版されている）を購入されたい。

一応の紹介を終りとして、本書の一読から触発された論者の医史学への発言をさせていただこう。ヨーロッパやアメリカの大学では医史学の講座や研究所が多く見られるが、日本では、はっきり言って正規の講座は殆んどないと言える。学問研究が大学や研究所だけに限られるものでなく、限られたならば必ずその悪が現れるものであるが、正規の講座が出来ていけない筈がない。学問研究の核がない所に、アマチュアの育つ余地は少ないし、シュライオックの様な正規の歴史教育を受けた歴史家出身の医史学者も現れない。

医史学は役に立つかという議論がある。シュライオックは十七世紀からの流れに於て、体液学説と固体学説が、抗争の中に衣

を交えて現代に至るまでの医学思想の中に現れ、行きづまった医学の状況をその時々々に打破して来たとしてゐる。この視点は大変面白い。彼は歴史の流れでの色々な思想や事件を肯定と否定の両面から見ている。これも彼の史観を示すものであり、偏った極端な視点と主張の人達にとっては生ぬるいが、この様な見方が現代医学の医史学的側面での評価に大切なのである。シュライオックは本書で積極的に医学の今日と将来を論じている。また、十八世紀の体系学者の評価の肯定、体液学説の肯定が、病人と病気の分離や体全体としての病氣という概念の現代化の理解につながる。中国医学の近頃の再評価も、この視点からはうなづけるものがある。実験科学者と科学史の場合と同様に、医学者と医業者の歴史的な自分の立つ位置の確認は少なくとも必要なのではあるまいか。

科学史の分野では、日本科学史の研究者よりは西欧科学史の研究者の方が多い。しかし、医史学の分野では、私の見る所、西欧医学史研究者は非常に少ない。これは職業的な医史学者の存在が許されない現状から見れば、うなづけるが、残念なことである。日本の医学史の研究も比較医学史的研究法が必要であるし、江戸中期以後の歴史は西欧医学の移入、西欧流医学の実施であることを考えれば、西欧医学史の研究は絶対に必須である。医史学会での発表には、その努力や視pointsの欠けた研究発表が見られる。その点で、第74回日本医史学会総会でのロイエンダイク女史の「パロック時代のオランダ解剖書（いわゆる革新解剖学）、その内容と表現」の講演は新鮮であり、学ぶ所が多かった。シュライオック

クがアメリカ人であるが故に、アメリカの医学と医業の歴史、社会医学史を取扱ったことは正当であり、大切な点である。現在、我々は健康保険を含めて社会医学の問題に突き当たっている時、著者の説くアメリカやヨーロッパの社会医学の歴史に学ぶ所が多い筈である。西欧医学史の日本人研究者が少ない現状は日本医学史研究者の視野を狭くしている。西欧医学史研究者の出現を切に希望し、西欧生物学史家の医史学界への取り込みの努力を期待したい。

既に発表された本書に対する書評の中には、本書が医学の社会史である所に力点を置いているものが見られる。しかし、医学研究の歴史（技術史）があつてこそ、社会史的研究も出来るという見方もあり得る。シュライオックは優れた医学技術史と基礎科学史（生物学史を含む）の素養の上に社会との関連を説いているのである。それは本書の通読によって知らされる。科学的基盤のない環境論や公害論が政治的、感情的でありすぎて、害になる場合もある様に、偏った医学史にも問題がある。

ところで、訳者大城功氏も医学部出身者でないが、前訳書をふまえて今回の訳書に於て、立派な翻訳を示された。日本の医史学界、医学界、そして非医業者の視野の広がりや深まりに貢献されたことをここに感謝する。

（矢部一郎）

日本医史学会々則

第一条 本会は日本医史学会と称する。

第二条 本会は医史を研究しその普及をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

一、年一回、総会を開く。

二、本会の機関誌として『日本医史学雑誌』を発行し、これを会員にわかす。

三、随時、地方会、例会を開き、研究発表、展覧などを行なう。

四、日本の医史学界を代表して内外関係学術団体との連絡協力をはかる。

五、その他の事業。

第四条 本会の主旨に賛成しその目的達成に協力しようとするものは、理事または評議員の紹介を経て会員となることができる。

第五条 会員は会費として年額三〇〇〇円を前納する。入会者は一〇〇〇円を納入する。ただし外国に居住

する会員は年額一五ドルとする。

会員は研究発表および本会の事業に参加することができる。

本会に名誉会員と賛助（維持）会員をおくことができる。名誉会員は本会の事業に多大の貢献した者を評議員会の議をへて推せんする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し、年額一万円以上を収める者とし評議員会の議をへて推せんする。

第六条 本会に次の役員をおく。

一、役員は理事長、会長、理事、監事、幹事とする。

二、理事長は一名とし理事会で互選し本学会を代表する。

三、会長は年一回の総会を主催し、その任期は総会終了の日までとする。

会長は理事会の推せんにより理事長が委嘱する。

四、理事は若干名とし、理事長を補佐し会務の遂行にあたる。

理事、監事は評議員の中より評議員会の推せんにより理事長が委嘱する。

五、本会の実務を処理するため、常任理事二名、

幹事若干名をおく。常任理事は理事より、幹事は会員より理事長が任命する。

六、役員任期は二年とし重任を妨げない。(ただし会長を除く)

以上の役員は総会の承認を得るものとする。

第七条 評議員は若干名とし、普通会员の中より理事会の推薦により総会で決める。

評議員会は本会の重要な事項を議決する。任期は役員に準ずる。

第八条 本会の事務所は順天堂大学医学部医史学研究室室内(東京都文京区本郷二の一の一)に置く。

第九条 本会は理事長の承認により支部または地方会を設けることができる。

第十条 会則の変更は総会の承認を要する。

『日本医史学雑誌』投稿規定

発刊期日 年四回(一月、四月、七月、十月)末日とする。

投稿資格 原則として本会々員に限る。

原稿形式 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。和文の表題、著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名

を記し、本文の終りに欧文抄録を添えること。原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書きのこと。

原稿の取捨選択、掲載順序の決定は編集委員が行なう。また編集の都合により加除補正することもある。

著者負担 表題、著者名、本文(表、図版等を除く)で五印刷ページ(四百字原稿用紙で大体十二枚)までは無料とし、それを越えた分は実費を著者の負担とする。但し欧文原著においては三印刷ページまでを無料とする。図表の製版代は実費を徴収する。

校 正 原著については初校を著者校正とし、二校以後は編集部にて行なう。

別 刷 別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。

原稿送り先 東京都文京区本郷二丁目の一、順天堂大学

医学部医史学研究室内 日本医史学会

編集委員 大島蘭三郎、大塚恭男、藏方宏昌、酒井シヅ、樋口誠

太郎、室賀昭三、矢部一郎、矢数圭堂

編集顧問 小川鼎三、A・W・ピーターソン

日本医史学会役員氏名(五十音順)

理事長 小川 鼎三
 常任理事 緒方 富雄
 常任理事 石原 明 大島蘭三郎
 會計監事 宗田 一
 理事 事

赤松 金芳 阿知波五郎 石川 光昭
 今田 見信 内山 孝一 大塚 敬節
 大矢 全節 緒方 富雄 蒲原 宏
 佐藤 美実 杉 靖三郎 鈴木 正夫
 鈴木 勝 宗田 一 津崎 孝道
 戸近太郎 中野 操 三木 栄
 矢数 道明 吉岡 博人 和田 正系
 幹事 大塚 恭男 酒井 シツ 杉田 暉道
 谷津 三雄

日本医史学会評議員氏名(五十音順)

赤松 金芳 安芸 基雄 阿知波五郎
 青木 一郎 石原 明 石田 憲吾
 石川 光昭 今市 正義 今田 見信
 岩治 勇一 内山 孝一 大島蘭三郎
 大塚 敬節 大塚 恭男 王丸 勇
 大矢 全節 緒方 富雄 小川 鼎三
 大滝 紀雄 茂島 四郎 片桐 一男
 川島 恂二 蒲原 宏 金城 清松

久志本常孝 榊原悠紀田郎 酒井 シツ
 酒井 恒 佐藤 美実 清水藤太郎
 杉 靖三郎 杉田 暉道 鈴木 俊一
 鈴木 勝 宗田 宜民 瀬戸 俊一
 関根 正雄 宗田 一 高木圭二郎
 高山 担三 田中 助一 津崎 孝道
 津田 進三 筒井 正弘 土屋 重朗
 戸近太郎 中泉 行正 中川 米造
 中沢 修 中西 啓 中山 沃
 長門谷洋治 中野 操 服部 敏良
 福島 義一 藤野恒三郎 本間 邦則
 富士川英郎 古川 明 丸山 博
 松木 明知 三浦 豊彦 三木 栄
 三廻 俊一 谷津 三雄 山形 敵一
 矢数 道明 山下 喜明 山田 光胤
 安井 広 吉岡 博人 和田 正系
 以上

編集後記

物価高騰の波が本誌にも押し寄せてきて、それをいくぶんでも押えるために先号より紙質を上質紙から中質紙に変えた。写真の鮮明度がいくぶん落ちるが、ご辛棒いだきたい。

本年度から雑誌の刊行日を一月、四月、七月、十月末日と変え、目下、刊行日できただけ近づけて発刊したいと努力しているが、いま一息という状態である。

本誌に載せた原著のうち、小川鼎三、片桐一男、樋口誠太郎、大塚恭男の各氏の発表はかつて関東地方の例会で発表しものに加筆したものである。関東地方の例会は八月と総会の開催月を除いた月の第四土曜日に開催している。例会通知は目下、出席可能を条件に入れて関東地方に限って發送しているが、例会通知を欲しい方は学会事務所宛にその旨お知らせ下さい。

昭和四十九年四月二十五日 印刷
 昭和四十九年四月三十日 発行

日本医史学雑誌

第二十卷 二号

編集者代表 大島 蘭三郎

発行者 日本医史学会
 代表 小川 鼎三

〒二三 東京都文京区本郷二丁目
 順天堂大学医学部医史学

研究室内

振替 東京 一五二五〇番

製作協力者 金原出版株式会社
 医学文化保存会

〒二三 東京都文京区
 湯島二三一四

印刷者 五協印刷有限公司
 〒七四 東京都板橋区

南常盤台一三三

Kaku Yamawaki

山脇格

Shigen Kagawa

賀川子玄

Acknowledgement

I should like to thank Prof. A. W. Peterson of Waseda University for his kind help in the preparation of this paper.

(published 1766).

Glossary

Todo Yoshimasu	吉益東洞
Genetsu Kagawa	賀川玄悦
Chintai	鎮帶
Sanki	産椅
Kyoto	京都
“On Midwifery” (San-ron)	産論
“Todo Yoshimasu’s Organon on Medicine” (I-dan)	医断
Sho	証
The Empess Jingu	神功皇后
Teikan Kanzawa	神沢貞幹
“Okinagusa”	翁草
Koho-ha	古方派
Chang Chung-ching	張仲景
Shang-han lun	傷寒論
Saijiro Matsubara	松原才治郎
Shusuke Yoshimasu	吉益周助
Go	碁
Doan	洞庵
Kyoho	享保
Hiroshima	広島
Keizan Hori	堀景山
Yomota	四方田
Gentatsu Matsuoka	松岡玄達
Genko Hori	堀元厚
U-daijin	右大臣
Kazan-in	花山院
Meiwa	明和
Anei	安永
Ikkanchō	一貫町
Genitsu Tsuruta	鶴田元逸
Ichu Nakanishi	中西惟仲
Kansei	寛政

Who was first to recommend prohibition of *Chintai* and *Sanki*, Yoshimasu or Kagawa?

"Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (I-dan) was originally edited by Genetsu Tsuruta, one of the pupils of Yoshimasu, 1747 without being published. After the earlier death of Tsuruta, Ichu Nakaniishi, another pupil of Yoshimasu, revised the manuscript of Tsuruta, adding two paragraphs and the complete manuscript was brought to the publisher in 1759. The passage in question is a part of the manuscript of Tsuruta. On the other hand, "On Midwifery" (San-ron) by Genetsu Kagawa was published 1766.

In the paragraph 178 of "Okinagusa" there is a description of the date 1790 (the 2nd year of Kansei) and "Okinagusa" was completed 1791. Therefore the paragraph 179 which is now in question was most probably written in 1790-1791. The confinement of Mrs. Yomota had occurred more than 40 years before the paragraph was written. Therefore it may have been in 1745-1750. As to Genetsu Kagawa we have no available materials which indicate when Kagawa first prohibited *Chintai* and *Sanki*. "Okinagusa" offers us nothing about it. Kaku Yamawaki, one of the pupils of Kagawa, wrote in the appendix of "On Midwifery", that his teacher Shigen Kagawa (Shigen is another name of Kagawa), the most excellent obstetrician, had maintained his reputation as the best specialist in that discipline in Kyoto throughout those 30 years. From this description we can suggest that Kagawa started as an obstetrician at the latest about 30 years before the publication of "On Midwifery" (1766), namely, around 1736. But it is another question when he first prohibited *Chintai* and *Sanki*.

Conclusion

From the above discussions the following can be concluded: It is not clear who made the earlier pronouncement against *Chintai* and *Sanki*, Yoshimasu or Kagawa. Also unclear is whether each came to the idea independently, or the one was influenced by the other, or they were equally influenced by an unknown third person. But as regards the document in which their assertion was given, "Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (written 1747, published 1759) is prior to "On Midwifery"

prohibited her to lean on the chair in question, and instructed her to lie as usual only with a pillow a little bit elevated. In spite of the first birth of a relatively old woman, she did not experience any suffering and lived in good health up to more than 60 years of age. The child grew to adulthood and married. She is now over 40 years old. After this rumor had been spread in the city, it gradually increased those who sent their wives in pregnancy to Yoshimasu, and they were always satisfied. His treatment differed from those of other physicians in every respect. His methods were simple and effective. Therefore he soon became one of the most famous physicians of the Koho-ha school. Yoshimasu always said, "What I do differs from what other physicians do. So, people can hardly comprehend my methods and hesitate to send patients. After patients have been treated by several physicians without success, they come to me to ask for treatment. It is therefore usually very difficult to cure them. But it happens that one or two such severe cases are cured." I think, his success in curing such a patient is more admirable than the success of other physicians in curing several ordinary patients. Yoshimasu's knowledge in medicine and materia medica was profound. He deservedly ranked as the highest authority in these fields after the death of Gentatsu Matsuoka and Genko Hori. The governmental authorities often asked him questions, to which he always answered explicitly. Later he became a court physician to the Minister (U-daijin) Kazan-in. He died in the period between Meiwa and Anei (In reality he died in the 2nd year of the Anei period). His profession was succeeded to by his son who was also called Shusuke.

Now, I would like to mention another doctor named Genetsu Kagawa who lived in Ikkancho street in Kyoto. He belonged to another school, but he shared with Yoshimasu in the attitude against the above given two conventional obstetric precedures. He was a specialist in obstetrics and did not treat other diseases. When he worked with women in confinement, he tucked up his sleeves and the bottom of his Kimono the same as midwives. So, people called him the midwife-doctor.))

the final decision of the most proper treatment in each clinical case) of the given patient to make successful treatment. The maternity belt has never been used in China. It is said that the Empress Jingu used it. But it was an exceptional case. She was just at the front of the Japanese-Korean War when she was pregnant. She was therefore completely clothed in armor."

An essay of Teikan Kanzawa referring to the activities of Yoshimasu and Kagawa

In the paragraph 179 of "Okinagusa" (Okinagusa is a plant's name, but it means also memoranda of an old man), a work of Teikan Kanzawa (1710-95), the author wrote an interesting story. This story has hitherto not attracted the attention of specialists in medical history. The story is as follows:

((Among the physicians belonging to the school of Koho-ha (literally the school of older formulas, in the reality, however, a group of medical reformists aiming at empirical or experimental medicine, asserting the "Return to Chang Chung-ching", the author of "Shanghan lun"), which I previously mentioned, Saijiro Matsubara and Shusuke Yoshimasu (Shusuke is another name of Yoshimasu) were my friends in playing the game of Go. Especially Yoshimasu was my intimate friend. He was earlier called by name Doan. At the end of the period Kyoho (1716-36) he came from Hiroshima to Kyoto, counting his countryman Keizan Hori, a scholar of confucianism, to make practice in medicine. Hori introduced Yoshimasu Mr. Yomota who was a neighbour of mine. Therefore I saw Yoshimasu very often. Mrs. Yomota suffered from severe nervousness and she had no child in her 18 years' married life. Yoshimasu treated her and after curing her nervousness he succeeded to bring her a child in her 35th or 36th year. Mrs. Yomota was going to take the maternity belt in the 5th month of pregnancy, but Yoshimasu did not allow her to use it saying that such a conventional custom was not useful but harmful. Her family did not understand him, but Mrs. Yomota, being convinced of the ability of Yoshimasu, followed him. On the expected date she gave birth to a child without any difficulties. Yoshimasu further

Todo Yoshimasu and Genetsu Kagawa, their attitude to two conventional obstetric procedures *Chintai* (use of the maternity belt) and *Sanki* (use of the special chair for women in confinement)

by

Yasuo OTSUKA

Introduction

Todo Yoshimasu (1702-73) and Genetsu Kagawa (1700-77), two famous contemporary physicians, had many traits of character in common, namely; 1) they learned medicine not from famous physicians as was usually the case, but mostly by themselves, 2) their opinions on medical practice were full of originality, and 3) they practiced in Kyoto, attaining the greatest fame of that time.

It is well known that Genetsu Kagawa recommended restraining his patients from *Chintai* (using a maternity belt after the 5th month of pregnancy) and *Sanki* (keeping women in confinement in a fixed posture with a specially designed chair) in his work "On Midwifery" (San-ron). But it has seldom been mentioned that the same opinion was held also by Todo Yoshimasu.

In "Todo Yoshimasu's Organon on Medicine" (I-dan) Yoshimasu says, "Obstetric procedures are different according to the place. What is harmful should be avoided and only what is useful should be carried out. One should not adhere to any customs of the region that may be harmful to avoid possible complications. Women in confinement get easily tired, they want to sleep and lie comfortably. In Kyoto, however, they are not allowed to do so for several days after the birth. This is very bad. If patients suffer from eclampsia, most physicians used to treat them with formulas containing Ginseng radix and Astragal radix. What a foolish thing! We should first determine the Sho (the diagnostic measure of Chinese traditional medicine provided by the integration of patients' complaints and physicians' findings to serve for

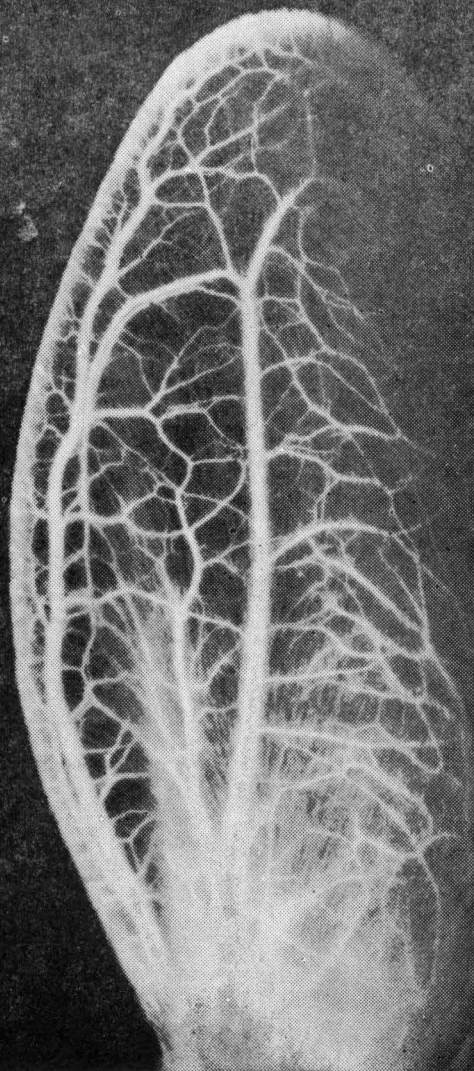
血行障害に

●自社開発の新しい血行改善剤

メグリン[®]錠

(一般名：ヘプロニケート)

- 血管拡張作用
- 脂質代謝改善作用
- プラスミン活性化作用



(包装) 錠(100mg) (コード番号：Y-MEXO)
：100・1000・3000錠

(健保適用)

- (使用上の注意)等については現品説明書をご参照ください。
- 文献等ご要望の向きは吉富製薬学術部(大阪市東局区内)まで。



製造=吉富製薬株式会社
販売=武田薬品工業株式会社

NIHON ISHIGAKU ZASSHI

Journal of the
Japan Society of Medical History

Vol. 20. No. 2

April, 1974

CONTENTS

Articles

- Remarks on Newly Found Portraits of Two
Prominent Physicians in the Keichô Period
—Seyakuin Zensô and Ichiôken Sôko.....Teizo OGAWA...(105)
- On the Demand of Hu-shi Keiken-Ikun
(Hufeland's Medical Book) in Ema's
School.....Kazuo KATAGIRI...(117)
- Acceptance and Propagation of Western
Genetics in the Yedo Era.....Ichiro YABE...(125)
- On the Treatment of Sick Prisoners as seen
in the Ancient Japanese (Yôrô-ritsuryo)
and the Chinese Laws (Tang-lii).....Taku SHINMURA...(134)
- Seisetsu-Naika-Senyo, the first translated
Book of Internal Medicine. (4).....Toshio OHTAKI...(142)
- The Medieval Japanese Medical Treatment
viewed from the Picture-Scrolls (Emakimono)
.....Seitaro HIGUCHI...(151)
- Todo Yoshimasu and Genetsu Kagawa, their
Attitude to Two Conventional Obstetric
Procedures *Chintai* (Use of the Maternity
Belt) and *Sanki* (Use of the Special Chair
for Women in Confinement)Yasuo OTSUKA...(198)
- Materials**.....(166)
- Notes from Monthly Meetings**.....(174)
- Miscellaneous**.....(185)

The Japan Society of Medical History
Department of Medical History
Juntendo University, School of Medicine
Hongo 2-1-1. Bunkyo-Ku, Tokyo